

1、2、10、17

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【561, 821百万円】

対策のポイント

平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として、水田作に着目した①米戸別所得補償モデル事業、②水田利活用自給力向上事業を実施する。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施する。

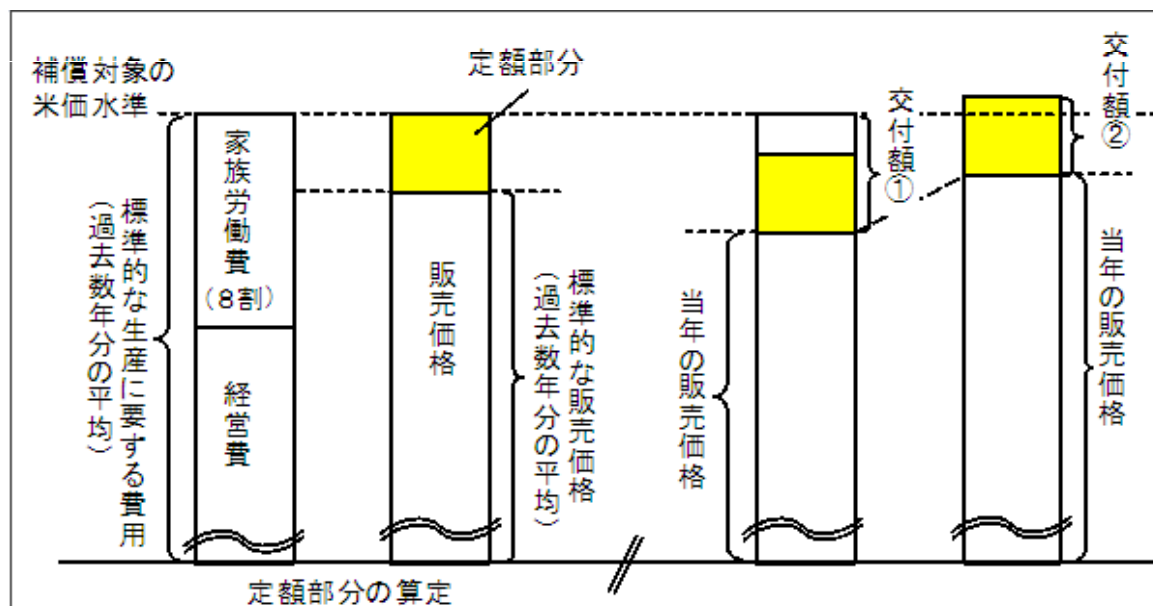
<事業内容>

1 米戸別所得補償モデル事業（新規）

【337, 088百万円】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と販売価格との差額を全国一律単価として交付
- ② 交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



2 水田利活用自給力向上事業（新規）

【216,729百万円】

- (1) 自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物：地域で単価設定可能	10,000円

※他に、二毛作助成(15,000円/10a)を実施

- (2) 米の「生産数量目標」に即した生産のいかんに関わらず、すべての生産者を助成対象とする。
- (3) なお、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業は廃止する。

3 推進事業等

○ 戸別所得補償制度導入推進事業（新規）

【7,641百万円】

戸別所得補償制度モデル事業の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

○ 統計調査事業（新規）

【362百万円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

お問い合わせ先：

1、3の事業；大臣官房政策課

戸別所得補償制度推進チーム（03-6744-1850（直））

3の事業；大臣官房統計部管理課（03-3502-5621（直））

2の事業；生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））

3 食料安全保障市民活動促進・支援事業

【481(0) 百万円】

対策のポイント

耕作放棄地を解消する取組など食料の安定供給に資する市民活動を支援するため、国民が参加しやすい寄付の仕組みを創設します。

<背景／課題>

- ・国内生産力は大幅に低下。
65歳以上の農業者の割合：21%（昭和50年）→ 58%（平成17年）
耕作放棄地：13万ha（昭和50年）→ 39万ha（平成17年（東京都の約1.8倍））
- ・我が国の食料自給率は41%（平成20年度・カロリーベース）と主要な先進国の中で最低水準。
- ・世界の食料需給は途上国の経済発展やバイオ燃料による需要拡大、地球規模の気候変動という中長期的に継続する要因により、今後も逼迫傾向で推移。
- ・日本全体の寄付金は7,281億円（平成14年）とアメリカの寄付金24兆5,174億円（平成14年）と比べて30分の1程度であり、農林水産業関係では「緑の羽根募金」が24億円程度（平成19年）。
- ・このような状況の中、耕作放棄地の解消など食料の安定供給に資する市民活動を支援するため、食料自給率の現状等に問題意識や貢献意欲を持っている多くの国民が参加しやすい仕組みを創設する必要。

政策目標

国民参加を得て我が国の食料安定供給の確保のための多様な取組を創出

<内容>

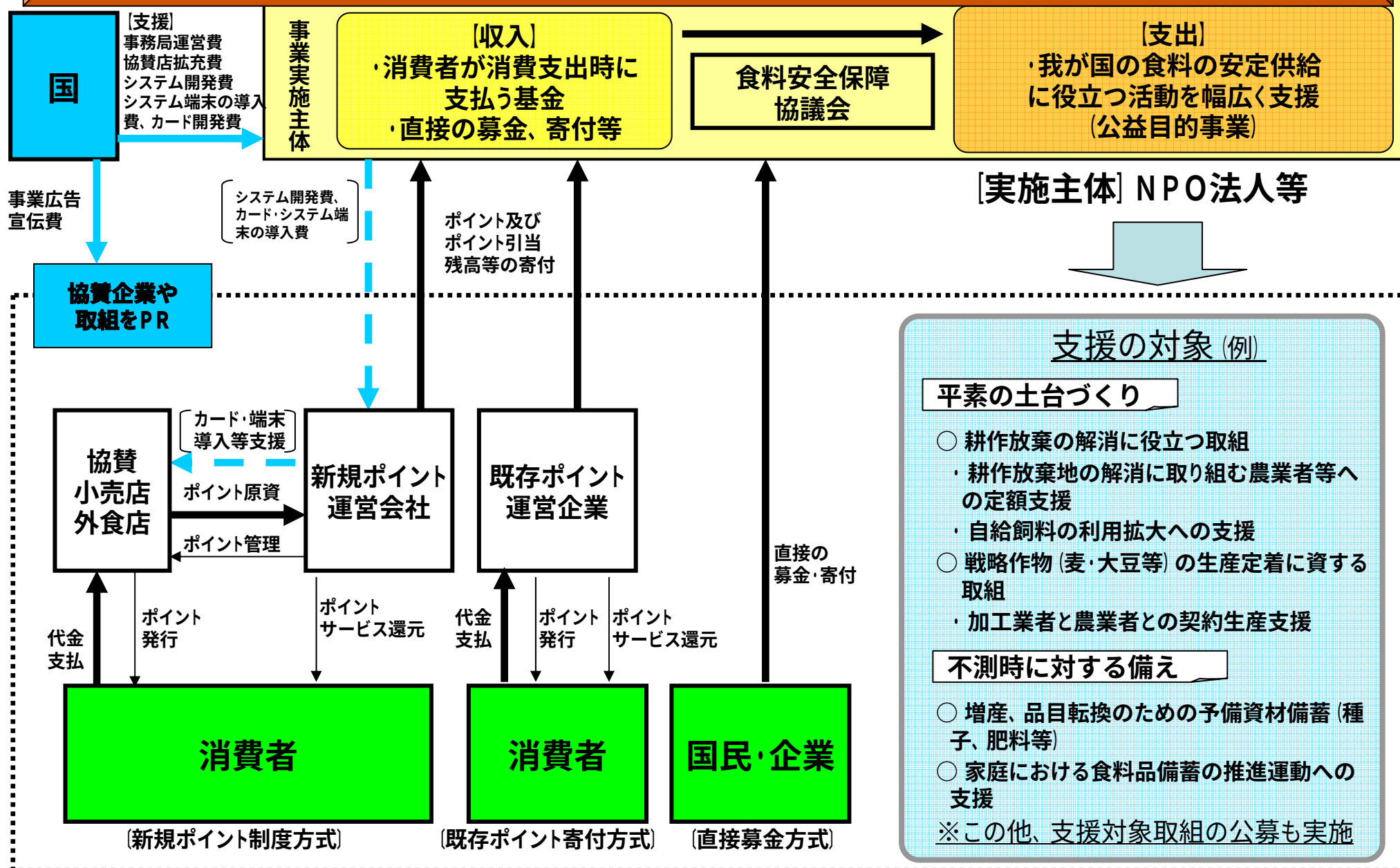
食料安定供給に向けた国民的支援

幅広く国民からの寄付・募金を受け付け、サービス還元や食料安定供給に資する市民活動への支援を行うシステムの構築及び運営費等の支援を行います。また、新たな仕組みを国民に分かりやすく発信し、認知を図るための宣伝・広告を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 （03-6744-2395（直））]

食料安全保障市民活動促進・支援事業



※ 国は、本事業の趣旨等の理解が促進されるよう本事業に関する広告・宣伝を行う。

4 新型コロナウイルス発生時等の食料供給能力向上対策事業 【30(0)百万円】

対策のポイント

新型コロナウイルスの発生など異常事態時においても、国民の食料供給に不安が生じないよう、不測の状況下における食品産業事業者の事業継続能力の向上を図ります。

<背景／課題>

- ・強毒性の新型インフルエンザ発生し、長期間にわたって影響を及ぼした場合、
 - ① 外食を控えるための保存性の高い食品等への需要の集中
 - ② 感染者の増加による事業者の操業度の低下
 - ③ 原材料、運送等サプライチェーンの寸断など、国民への食料供給が停滞するおそれ。
- ・このような状況の下でも、国民への食料の安定供給を確保し、食生活に不安を生じないようにするためには、**食料の生産・供給等を行う食品事業者等における事業の継続**が不可欠。
- ・具体的にどのように事業を実施するかを示す事業継続計画の策定を促進する必要。

政策目標

平成22年度までに事業継続計画策定済みの食品産業事業者を約1割（平成21年9月30日現在）から約7割へ増加

<内容>

不測時における食料供給対策

(1) 事業継続計画の策定

事業継続計画策定推進のための研修会の開催や備蓄適正の高い品目(米、小麦製品、缶詰等)の高い供給水準を維持するため、**サプライチェーンにおける事業継続計画の実証・改善**を行います。

(2) 原材料確保のための支援手法調査

原材料在庫確保のための支援手法に関して、食品事業者がどのように原材料の確保を図るのか、スイス等の備蓄政策を行っている諸外国における食品事業者の原材料確保はどうなっているのか等についての調査を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2395（直））]

5 食料自給率向上国民運動拡大推進事業

【1,700(1,700) 百万円】

対策のポイント

食料の安定供給を確保するため、国民が食料自給率の向上に資する具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の食料自給率は41%（20年度・カロリーベース）と主要な先進国の中で最低水準（オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%（以上平成15年））。
- ・世界の食料需給は途上国の経済発展やバイオ燃料による需要拡大、地球規模の気候変動という中長期的に継続する要因により、今後も逼迫傾向で推移する見通し。
- ・このため、国民への食料の安定供給を確保するために食料自給率の向上を図ることは、食料・農業・農村基本計画に位置づけられた課題。

政策目標

食料自給率目標の達成を図るため、推進パートナー数を2,027社（平成21年10月14日現在）から5,000社（平成22年度）に拡大

<内容>

食料自給率向上に向けた国民への情報発信

国民の一人一人が食料自給率の現状について理解し、日々の食生活の中で国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発事業を実施します。また、**食品関連企業をはじめ国産品を応援する人々の組織化**を図ります。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2395（直））]

6 地球環境総合対策推進事業

【332（58）百万円】

対策のポイント

農林水産分野における排出量取引や「CO₂の見える化」を通じた新たな地球温暖化対策を推進するとともに、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解を促進します。

<背景／課題>

・温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減・吸収の取組が拡大するよう、排出量取引や「CO₂の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。

・平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、現行の2010年目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全への意識の向上が見込まれる中、生物多様性を保全できるような農林水産業の推進を図るとともに、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割に対する国内外の理解を高める必要。

政策目標

- 排出量取引、「CO₂の見える化」を通じた農林水産分野からの温室効果ガス排出量を10万t-CO₂削減（平成24年度）
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%（平成24年度）

<内容>

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援

農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組み、クレジットを創出する農業者等（売り手）と企業等（買い手）とのマッチング等、排出量取引制度等への参画支援等を行います。

2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進

品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO₂の見える化」の試行的実施、農産物に係る「CO₂の見える化」ルールへの検討、食品産業における業種別の「CO₂の見える化」に係る推進基準策定等を支援します。

3. 我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進

食料生産と生物多様性保全が両立する取組を実践する水田において、生物多様性のモニタリングや、営農条件等の事例収集を通じ、当該取組の拡大を図ります。

また、COP10を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-2017（直））]

- 温室効果ガス排出削減目標 (2020年までに1990年比25%削減) 達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) において、生物多様性保全に関する新たな目標が決定予定
- 温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法の展開、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進が必要

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 [107 (0) 百万円]

① 新たな排出削減方法論等策定支援

- ・メタンや一酸化二窒素削減等の取組の取引対象化に向けた新たな排出削減方法論等の検討・策定を支援

② 排出量取引参画支援

- ・クレジットを創出する農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等、排出量取引制度等への参画支援 など



2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 [109 (46) 百万円]

① 「CO₂の見える化」モデル算定基準策定支援

- ・品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定と表示の試行

② 農産物における「CO₂の見える化」簡易型表示ルール構築

- ・農産物に係る「CO₂の見える化」ルールの検討

③ 食品産業分野における「CO₂の見える化」促進

- ・食品産業における業種別「CO₂の見える化」推進基準策定等を支援



3. 我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進 [116 (0) 百万円]

① 生物多様性向上農業拡大事業

- ・生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、地域ぐるみの生物多様性保全を全国的に拡大

② 生物多様性COP10理解促進

- ・COP10を契機に我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を広く世界に発信し理解を促進



※農林水産地域環境保全状況調査事業 12百万円は平成21年度限りの経費

○排出量取引、「CO₂の見える化」を通じた農林水産分野からの温室効果ガス排出量を10万t-CO₂削減 (平成24年度)

○農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50% (平成24年度)

7、8、9

世界の食料安全保障への貢献策

【5, 159(4, 532)百万円の内数】

対策のポイント

- 世界の食料生産・投資を促進し、我が国及び世界の食料安全保障に貢献します。
- 安定的な食料の供給確保に関する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口は10億人に達すると見込まれており、世界の食料生産の促進及び農業投資の増加が求められています。また、国際的に食料安全保障が重要な課題となっています。
- ・国民への食料の安定供給を確保するためには、国内生産力を高め、食料自給率を向上させるだけでなく、輸入、備蓄を的確に組み合わせ、食料供給力を高める必要があります。

政策目標

我が国及び世界の食料安全保障への貢献

<内容>

1. 官民連携した海外農業投資支援体制の確立

食料輸入安定化機構（仮称）による農業関連情報の提供や栽培確立実証事業等を通じ、世界の食料生産・農業投資の拡大と新たなルートの開拓による輸入の多角化を図ります。

食料輸入安定化対策事業 351(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. APEC農業大臣会合等の開催

APECの新たな将来ビジョンに食料安全保障の重要性を位置づけるため、2010年に議長国としてのリーダーシップを発揮し、農業大臣会合を開催します。

【245(0)百万円】

3. 世界の食料安全保障に資する国際協力

アフリカの米倍増計画に加え、マメ、イモの増産計画を検討するなど、開発途上国での農業生産性向上、生産拡大を図るための技術支援を推進します。また、FAOによる農業投資情報の一元化など、世界の農業投資を促進するために必要な情報収集、仕組み作りを進めてまいります。

【農業等国際協力推進費 4, 563(4, 532)百万円の内数】

お問い合わせ先：

1. 3. の事業：大臣官房国際部国際協力課

(03-3502-5913(直))

2. の事業：大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム

(03-3501-3731(直))

世界の食料安全保障への貢献策 (予算要求の概要)

ポイント

世界の食料生産・農業投資を促進し
我が国及び世界の食料安全保障に貢献。

背景

2050年の 人口 (推計)	現在の栄養不足 人口 (推計)	将来の食料輸入に 不安を感じている国民
91億人 (国連による推計)	10億人 (FAOによる推計)	90%超 (内閣府世論調査)

施策

○官民連携した海外農業投資支援体制の確立 【食料輸入安定化対策事業 351 百万円】

- ・ 食料輸入安定化機構 (仮称) による
農業関連情報の提供、栽培確立実証事業等を通じた
 - ①世界の食料生産・農業投資の拡大、
 - ②新たなルート開拓による輸入の多角化

官民連携



○APEC初の農業大臣会合等の開催 【245 百万円】

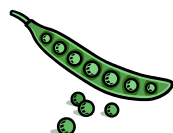
平成22年10月16-17日
新潟市にて開催予定

- ・ 世界のGDPの5割、人口の4割を占めるAPECにおける
我が国のリーダーシップの発揮
- ・ 新たな将来ビジョンに食料安全保障の重要性を位置づけ
- ・ 持続可能な農業、多様な農業の共存に関する理解の促進



○世界の食料安全保障のための国際協力 【4,563 百万円の内数】

- ・ アフリカの米倍増計画に加え、マメ、イモの増産計画を検討
- ・ FAOによる農業投資情報の一元化
- ・ 農業者による自立的な水田開発・営農支援を実施 等



11 未来を切り拓く6次産業創出総合対策

【13,820(0)百万円】

対策のポイント

「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業の創出等を支援します。

<背景／課題>

- ・世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況。
- ・このような状況に対応するためには、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物をはじめとする「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネス、新産業を創出し、「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要。
- ・食品産業（製造、流通及び外食）は、農林水産業の最も重要なパートナーであり、国民に対する食料の安定供給を確保する上でも、引き続き食品産業の発展が不可欠。

政策目標

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携により、新たな付加価値を生み出し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図る

<内容>

1. 販路拡大・価値向上（新規）

- (1) 農業者や農業法人等が農業生産のみならず、新商品の開発、地域ブランドおこし、販路拡大などの農業サイド主導の6次産業化に向けた活動や施設の整備等に必要経費を助成します。
- (2) 地域特産物等の機能性を活かした新商品の提案や安定供給体制の確立などにより、新食品・新素材の事業化等を支援します。
- (3) 農商工連携の一層の推進のため、コーディネーター活動を強化するとともに、様々な異業種による地域ぐるみの新商品開発や販路拡大、これらの本格的な事業化を促進するための食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設等の整備等を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち販路拡大・価値向上 4,386百万円
補助率：定額、2/3、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 768百万円

2. 地産地消の推進（新規）

- (1) 日本におけるマルシェ（仮設型直売所）の普及・定着を図るため、大都市地域において、マルシェの運営に取り組むNPO法人や市民グループを育成・支援するとともに、マルシェ運営者や出店する生産者等への研修等を支援します。
- (2) 地域における地産地消戦略の策定と、それに基づく直売所の強化やネットワーク化、加工による高付加価値化、学校給食等への地場農産物の安定供給などの取組を支援します。また、これらに必要な直売所、加工処理施設等の整備に対して支援します。
- (3) 地域の食材を活用した特徴ある料理等について、地域団体商標等知的財産権の取得を目指す取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消の推進 1,414百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか強い農業づくり交付金（地産地消促進特別枠） 500百万円

3. 流通の効率化・高度化（新規）

- (1) 生産から消費までの各段階の関係者が連携して行う**新技術導入等の食品流通の効率化やコールドチェーン体制の整備等の流通機能の高度化を支援**します。
- (2) **空き店舗等を活用した食品販売機能の強化や新商品開発等付加価値の創出により、食料品小売店や飲食店の機能の維持・強化を支援**します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち流通の効率化・高度化 457百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等

4. 国際展開（新規）

- (1) **輸出先国の各種基準への対応の検討・取得、海外市場調査、海外試験輸送、輸出新製品の試作等、農林水産物・食品の輸出の取組を支援**します。
- (2) 日本食材の輸出促進のための世界的なネットワーク（国際ニッポンフロンティア構想）を推進し、**日本食材を購入する需要を喚起**します。
- (3) **食品産業の海外進出を促進するため、情報収集・提供や技術的支援、現地での政府担当者や専門家を招聘した研修やセミナー開催等を支援**します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開 1,577百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 892百万円

5. 資源・環境対策（新規）

- (1) エネルギー利用・資源利用効率の優れた食品産業を構築するため、**食品産業グリーンプロジェクトを推進**します。
- (2) **第2世代バイオ燃料の原料としての農林水産物等の利用可能性調査を実施**します。
また、国産バイオ燃料等の普及・啓発活動を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策 610百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費等 94百万円

6. 品質管理・コンプライアンスの徹底・企業体質の強化（新規）

- (1) **HACCP手法の普及・定着のための人材育成研修や専門家からの助言・指導等の取組や、一般的衛生管理の徹底を図るための基礎的な研修等を支援**します。
- (2) **コンプライアンスの徹底に向け、食品業界における企業行動規範や事故対応マニュアルの策定に関するセミナーの開催等を支援**します。
- (3) **食品事業者による消費者の信頼確保に向けた積極的な取組について、格付機関等の民間の事業者が適正に評価・奨励するための枠組みを、具体的な活用を通じた検証により改善し、普及**します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち
品質管理・コンプライアンスの徹底・企業体質の強化 337百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 175百万円

7. 緑と水の環境技術革命プロジェクト（新規）

技術を核に、農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業を創出する「**緑と水の環境技術革命**」の実現に向け、①**総合戦略の策定**、②**新技術の確立や実用化を図るための事業化可能性調査や技術実証**、③**イノベーションの種を生み出し育成する人材の活用・育成等を総合的に推進**します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト 2,000百万円
補助率：定額、2/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 610百万円

[お問い合わせ先：総合食料局総務課 (03-3502-7568 (直))]

未来を切り拓く6次産業創出総合対策

【138億円】

「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開等を支援し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図ります。

支援の対象者

- フードチェーンを構成する事業者（農林水産業者、食品事業者等）



- 食品産業以外の民間企業（観光・IT・商社、コンサルタント、専門家（法務・会計・知財等）も対象）



7つの支援のポイント

- (1) **販路拡大・価値向上** 【52億円】
 - ・ 農業サイド主導の加工・流通・販売分野への多角化、農商工連携の推進、地域ブランドの確立等の支援
- (2) **地産地消の推進** 【19億円】
 - ・ 市民参加型のマルシェのモデル的展開や、直売所・加工処理施設の整備などの地産地消の総合的な支援
- (3) **流通の効率化・高度化** 【5億円】
 - ・ コールドチェーンなど、生産から消費までの各段階の関係者が連携した食品流通の効率化・高度化を支援
- (4) **国際展開** 【25億円】
 - ・ 輸出促進のための輸出環境整備の支援、「ニッポン」ブランドの定着・浸透、食品産業の海外進出の支援
- (5) **資源・環境対策** 【7億円】
 - ・ 食品ロス削減に向けた方策・モデルの検討などの食品産業における環境対策等を支援
- (6) **品質管理・コンプライアンスの徹底・企業体質の強化** 【5億円】
 - ・ HACCPや一般的衛生管理、食品業界におけるコンプライアンスの徹底等を支援
- (7) **緑と水の環境技術革命プロジェクト** 【26億円】
 - ・ 農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業の創出の実現に向け、技術実証や人材の活用・育成等を総合的に推進

支援の対象となる取組

- ① **マーケティング・コンサルティング・人材育成**
 - 例：HACCP手法の普及・定着のための人材育成研修や専門家からの助言・指導
- ② **技術やビジネスモデルの実証**
 - 例：市民参加型のマルシェの展開のためのマルシェ設立・運営などに必要な経費など
- ③ **プロジェクトの構想・調査・企画**
 - 例：流通の効率化を図るための調査に係る経費など
- ④ **事業化投資**
 - 例：農商工連携による新商品開発の事業化のための食品の加工・販売施設等の整備

等

12 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

【310（327）百万円】

対策のポイント

- 食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産から消費にわたる食品の安全性向上についての取組を進めます。
- 有害化学物質・有害微生物のフードチェーンにおける汚染実態調査を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるには、「未然防止が不可欠」の考え方に立って、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・農林水産省は、有害化学物質及び有害微生物について、優先度の高いものから食品の安全性に関するリスク管理を行っています。
- ・具体的には、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測するために必要な調査を行い、科学的データに基づいて、健康への悪影響を未然に防止するための政策を決定していきます。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<内容>

有害化学物質・有害微生物の調査の実施

食品や飼料に含まれる有害化学物質及び食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定される健康リスクを基に優先度を決定します。

その優先度に応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、フードチェーンにおけるリスク低減対策の検討に必要な汚染実態調査を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局消費・安全政策課（03-3502-5722（直）））

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に即した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(19年度～)

実態調査の実施のスキーム

リスク管理検討会
関係者

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、
有害微生物の決定

実態調査計画の決定

計画に基づく実態調査／緊急調査の実施

調査結果の統計的解析

- ・取るべき具体的措置の検討・決定に反映
- ・取られた措置の妥当性・有効性の確認

国民の健康に影響を及ぼす被害の未然防止、発生の可能性の低減

13 消費・安全対策交付金

【2, 888 (2, 314) 百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、④地域における食育の取組を進めます。

<背景／課題>

- ・将来にわたって安全な食料を安定的に供給するため、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理等の取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 入出荷の記録・保存を推進することにより食品トレーサビリティを確立
- 家畜・養殖水産物の伝染病や作物病害虫の予防・まん延防止
- 「食事バランスガイド」を参考に食生活をおくっている人の割合向上

<内容>

食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及
- (3) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (4) 地域における食育の推進

〔 交付率：定額（1/3以内、1/2以内、9/10以内、10/10）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

（緊急時への機動的な対応）

高病原性鳥インフルエンザ発生時の侵入・まん延防止対策、カンキツグリーンング病菌の緊急防除、プラムポックスウイルスの緊急防除等に活用します。

（お問い合わせ先：消費・安全局総務課（03-3591-4830（直）））

消費・安全対策交付金

安全で信頼できる食料の安定供給の確保のための対策という
共通理念に基づき、



地域が自主性・独創性を発揮しつつ、実態に応じた
食の安全確保対策などを機動的・総合的に推進

生産者



生産から消費にわたって
安全で信頼できる食料の安定供給を推進

I 農畜水産物の安全性の向上

- ・安全性向上措置の検証・普及
- ・農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・畜産物の安全性の確保
- ・水産物の安全性の確保

II 食品事故等への対応のための トレーサビリティの普及

- ・食品トレーサビリティの取組の普及

III 伝染性疾病・病虫害の発生予防・ まん延防止

- ・家畜衛生の推進
- ・養殖衛生管理体制の整備
- ・病虫害の防除 (IPM) の推進
- ・重要病虫害の特別防除等

年度途中の伝染性疾病や重要
病虫害の発生、有害化学物質等
による農畜水産物の汚染等へ
の迅速かつ機動的な対応

IV 地域における日本型食生活等の 普及促進及び教育ファームの取組 の支援



消費者

14 食の情報提供活動促進事業

【30(0) 百万円】

対策のポイント

中小事業者等が消費者への食品情報の提供を充実するための環境を整備します。

<背景／課題>

- ・消費者は、食品を選択する際の参考とするため、加工食品の製造工程（どのような原材料がどこでどのように生産・加工されたか）などの情報を求めています。
- ・ホームページなどを活用して情報提供を行う事業者の例も一部に見られますが、食品産業の大多数を占める中小事業者はノウハウや人員の不足等から取組が進んでいません。

政策目標

消費者への情報提供に積極的に取り組む食品事業者の増加及びこれに伴う消費者と食品事業者の相互理解の進展

<内容>

食の情報提供活動の促進

ホームページなどによる加工食品の製造工程などの情報の開示のあり方の検討結果を踏まえ、品目の特徴を踏まえたガイドラインを策定・普及するとともに、中小零細事業者等が消費者への情報提供を充実するための環境を整備します。

(1) 情報開示ガイドラインの作成及び普及

19(0) 百万円

加工食品の品目ごとに、原材料の入手方法、消費者の関心の内容等が異なることから、情報開示のあり方の検討結果を踏まえ、消費者に適切に対応するためのガイドラインを作成するとともに、その普及を図ります。

(2) 情報提供ツールの作成及び普及

11(0) 百万円

消費者が必要な情報を入手でき、事業者が容易に運営可能な情報開示のため、ホームページのひな形の設計、情報入力を容易にするソフトウェア等の作成を行うとともに、中小零細事業者に対する当該ツールの活用普及を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局表示・規格課 （03-6744-2099（直））

15 家畜伝染病予防費

【3, 590(3, 590) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染病の防疫体制の強化を図っています。
- ・本年2月に愛知県において本病が発生した際にも、的確なまん延防止措置により、早期に清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、近隣諸国を含め、依然として世界各地で本病が発生していることから、渡り鳥を介した本病の再侵入が危惧されています。
- ・また、本病以外にも、口蹄疫、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病の侵入に備える必要があり、引き続き家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

2, 526 (2, 526) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ①検査等に必要な資材費、薬品費等
 - ②家畜伝染病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ③移動制限による農場の売上げの減少額等に対する交付
- 等の一部について国が負担します。

（負担率：10/10, 1/2（法律補助）
事業実施主体：都道府県）

2. 患畜処理手当等交付金

1, 064 (1, 064) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

（交付率：10/10, 1/2（法律補助）
交付先：法に基づき殺処分された家畜の所有者）

（お問い合わせ先：

消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））

16 動物検疫所及び植物防疫所の検疫事業

【2, 557(2, 482) 百万円】

対策のポイント

水際検査を的確に実施し、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入やまん延を防止し、我が国の農畜産業の振興・食料の安定供給・公衆衛生の向上を図ります。

<背景／課題>

- ・近年の我が国への輸入農畜産物の品目・数量の増加及び輸送手段の多様化、アジア近隣諸国における口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延により**家畜の伝染性疾病や植物の病害虫が国内に侵入するリスクが高まっています。**
- ・動植物検疫の充実、強化を図り、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入、まん延を防止することが大切です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の海外からの侵入・まん延を防止し、我が国の農畜産物の安定供給を確保**
- 狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入を防止し、公衆衛生を向上**

<内容>

1. 動物検疫所の検疫事業

1, 105 (1, 008) 百万円

輸入動物、畜産物を介した**家畜の伝染性疾病の国内への侵入を防止し**、我が国の食料の安定供給、畜産業の振興に寄与します。また、狂犬病、エボラ出血熱等の**動物由来感染症の侵入を防止し**、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。

2. 植物防疫所の検疫事業

1, 452 (1, 474) 百万円

植物病害虫の海外からの侵入や国内でのまん延を防止し、我が国の食料の安定供給、農林業の振興に寄与します。また、オゾン層破壊防止に資するため、**臭化メチルに代わるくん蒸剤として有望な薬剤の薬効・薬害試験**を行います。

お問い合わせ先：

1の事業 消費・安全局動物衛生課（03-3502-5994（直））

2の事業 消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976（直））

18 強い農業づくり交付金

【21,578(24,416)百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン（平成24年度）
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減（平成27年度）
- 認定農業者を新たに600経営体育成（平成26年度）
- 中央卸売市場（青果・水産）の低温卸売場2割以上（平成27年度）

<内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保

経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等や農業者と食品製造業者等の連携による加工施設等の整備を支援します。

また、道府県農業大学校や農業法人等での研修教育や職業訓練の推進に要する研修施設や宿泊施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等 ）

（ お問い合わせ先：1の事業：生産局総務課 （03-3502-5945（直））
2の事業：経営局構造改善課 （03-3502-6444（直））
経営局人材育成課 （03-6744-2160（直））
3の事業：総合食料局流通課 （03-3502-8236（直）） ）

19 産地収益力向上支援事業

【5, 186(0)百万円】

対策のポイント

産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・近年の農産物価格の低迷等により供給力の持続性が減退している産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産農産物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

政策目標

事業実施産地の農業産出額を5%以上増加（平成27年度）

<内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

(1) 産地における収益力向上の取組を支援

産地において、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し、総合的に支援します。

(2) 産地経営支援チームによるサポート活動等を支援

産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中核として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動等を支援します。

産地収益力向上支援事業（ソフト） 1, 843(0)百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

2. 産地の収益力向上に必要な施設整備に対する支援

上記1.の事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、産地の実情を把握している市町村を通じて交付金を交付し、支援します。

強い農業づくり交付金(市町村型) 3, 343(0)百万円
補助率：市町村への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1／2以内等)
事業実施主体：市町村、農業者の組織する団体、民間団体

(関連措置)

3. 農業用機械等のリース経費

産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業 4, 608(0)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直）））

産地収益力向上支援事業

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○ 品目にとらわれない産地全体の支援 ○ 普及員を中核にしたサポート体制 ○ 国直接採択事業をベースに強い農業づくり交付金の組合せ

産地における(販売価格×販売量－コスト)を最大化するために、
①量販店との契約取引やネット直販で取引価格・数量を有利にできる**販売企画力**
②需要を起点とし、求められる品質・数量を確保できる**生産技術力**
③高齢者に適した作付や新規参入を円滑にできる**人材育成力**
の強化が必要。

産地収益力向上協議会

農業者団体＋市町村、普及指導員、外部専門家等

3年間の産地収益力向上プログラムを策定

具現化のための総合支援
[成果目標] 総産出額の増大

ソフト支援(1/2)×3年継続(国直接採択事業)

販売企画力強化

・栄養成分分析
・加工品試作
・実需者交流

生産技術力強化

・新品種導入
・新技術実証
・農機改良

人材育成力強化

・税理・財務研修
・小売・宣伝研修
・産地内技術伝承

農業用機械・園芸用施設のリース導入(農畜産業機械等リース支援事業に計上)

連動した施設整備支援

ハード支援(定額)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)

- 1 産地基幹施設の再編整備・機能強化
- 2 産地機能強化施設(分析施設、被害防止施設等)などの整備

※産地基幹施設＝集出荷貯蔵施設、加工処理施設など産地機能を発揮させるために必要な施設

産地経営支援チーム(定額)

普及指導員を中核とした研究者、民間企業等多様な外部専門家から構成されるチーム

研究者

普及指導員

税理士

食品メーカー

委託

フルサポート

情報・技術提供

全国団体(定額)

- 産地経営支援チーム活動の円滑化・高度化支援
- 先進的総合生産工程管理、RT技術実用化支援など

追加的な支援措置

(国直接採択事業)

1. 先進的総合生産工程管理体制構築

- ・調査検討(1/2)
- ・導入効果検証(定額)
- ・工程管理施設整備(1/2)

2. 高度技術導入(定額)

- ・GPSによる広域米品質管理システム
- ・大豆300A技術
- ・ばれいしょソイルコンディショニング栽培
- ・夏季高温抑制技術、生育診断ロボット など

3. 花粉交配用昆虫等国内供給力強化(定額)

- ・蜜源樹木確保
- ・訪花昆虫利用技術実証 など

20 農畜産業機械等リース支援事業

【4, 608(0) 百万円】

対策のポイント

産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景／課題>

- ・産地収益力の向上、経営体の育成及び新規就農の促進等の取組を推進するためには、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図ることが重要。
- ・リース方式は、購入する場合に比べ、資金運用の効率化、費用負担の平準化、物件の陳腐化の回避、事務負担の軽減等のメリットがあることから、リース方式での農業機械等の導入を促進することが必要。

政策目標

- 事業実施産地の農業産出額を5%以上増加
- 農業機械等の共同利用に取り組む受益農家約3,500戸／年
- 効率的・安定的な農業経営：酪農約2万戸、肉用牛約1万戸

<内容>

1. 産地収益力向上型

産地の収益力を向上させるため、産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会）

2. 経営体育成型

意欲ある農業者の経営改善・発展を計画的に促進するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料の1／2、3／10以内）
事業実施主体：民間団体）

3. 畜産新規就農等支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規参入者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
2の事業 経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
3の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083 (直))

21 鳥獣被害防止総合対策事業

【3,003(2,800)百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.5倍、ニホンジカは2.2倍、ニホンザルは1.6倍、カワウは4.0倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要です。

政策目標

野生鳥獣による農作物等被害の軽減

<内容>

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。

特に、以下の対策を重点的に推進します。

(1) ソフト対策

- ① 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- ② 安全で効果的な捕獲に役立つ箱わななど、捕獲機材の導入
- ③ わなによる捕獲の確認作業を軽減する遠隔監視システムの導入
- ④ 犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
- ⑤ 限界集落におけるNPO等による被害防止活動への支援
- ⑥ 鳥獣を農地に近づきにくくさせる緩衝帯の整備
- ⑦ 広葉樹の植栽等による鳥獣の生息環境の整備 等

(2) ハード対策

- ① 地域が一体となった侵入防止柵等の整備
- ② 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備 等

〔補助率：定額、1／2以内等〕
〔事業実施主体：地域協議会等〕

[お問い合わせ先：生産局農業生産支援課（03-3591-4958(直)）]

鳥獣被害防止総合対策事業

3,003(2,800)百万円

○鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画等に基づく、捕獲等の個体数調整、防護柵の設置等の被害防除、緩衝帯の整備等の生息環境管理の取組等をソフト・ハード両面から総合的に支援

I 地域における被害防止活動への支援

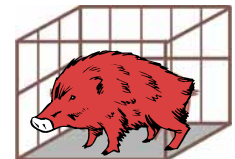
1 ソフト対策

【事業内容】

- 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- 安全で効果的な箱わな等、捕獲機材の導入
- 画像によるわなの捕獲監視システムの導入
- 犬(モンキー犬)等を活用した追い払い
- 鳥獣の生息状況調査
- 捕獲技術や被害防除の研修
- 被害防除技術の実証
- NPO等による被害防止活動への支援
- 牛の放牧や林木伐採等により鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の整備
- 鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹等の除去
- 広葉樹の植栽等による鳥獣の生息環境の整備 等



狩猟免許講習会



捕獲機材の導入



モンキー犬

【事業実施主体】 地域協議会

【補助率等】

定額(市町村当たり200万円以内又は別に定める単価以内ほか)



緩衝帯の整備

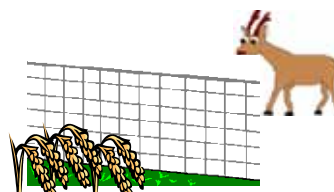
2 ハード対策

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設の整備
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備

【事業実施主体】 地域協議会、地方公共団体等

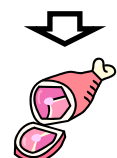
【補助率等】 1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)



侵入防止柵の整備



処理加工施設の整備



II 人材の育成等

【事業内容】

- 被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成のための研修
- 捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成

【事業実施主体】 民間団体

【補助率等】 定額



人材育成のための研修

22 野菜価格安定対策事業

【9,990(9,363)百万円】

対策のポイント

指定産地・価格安定制度について、加工・業務用野菜や複数品目産地に配慮し、対策を充実・強化します。

<背景／課題>

- ・加工・業務用の国産ニーズが高い一方、国内産地が需要に十分対応できていないことから、加工・業務用での輸入野菜使用の割合が増加しています（26%(H12)→32%(H17)）。
- ・量販店との相対取引の増加や直売所販売等地産地消の取組が拡大する中で、産地の複数品目生産への対応が求められています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
変動係数「1.8%（現状）→1.6%（27年）」

<内容>

1. 野菜価格安定・需給安定対策の的確かつ円滑な実施

野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図ります。

2. 指定産地・価格安定制度の充実

(1) 加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

従来は、指定産地の出荷団体が行う契約取引を対象としていた契約野菜安定供給事業について、新たに、複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者も対象とすることとします。

(2) 複数品目に取り組む産地の支援

指定産地が複数品目化についての計画を作成し、他の指定野菜の生産に取り組む場合、既存・追加品目をともに指定野菜価格安定対策事業の対象とします。

(3) 品目転換の円滑化

指定産地が品目転換についての計画を作成し、他の指定野菜への転換を図る場合、指定産地の面積要件にかかわらず、一定期間、両品目をともに指定野菜価格安定対策事業の対象とします。

（ 補助率：65/100、60/100、50/100、定額
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構 ）

[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課（03-3502-5961（直））]

野菜指定産地・価格安定制度の充実について [野菜価格安定対策事業 9,990百万円]

加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

○契約野菜安定供給事業の拡充

- ・ 本事業では、出荷団体が外食・加工業者や量販店、中間事業者（納入業者）などとの契約取引を行う際のリスクを軽減するため、数量不足時の確保費用等について交付金を交付しています。
- ・ これまで指定産地の出荷団体を対象としていましたが、新たに、**複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者について、支援**します。

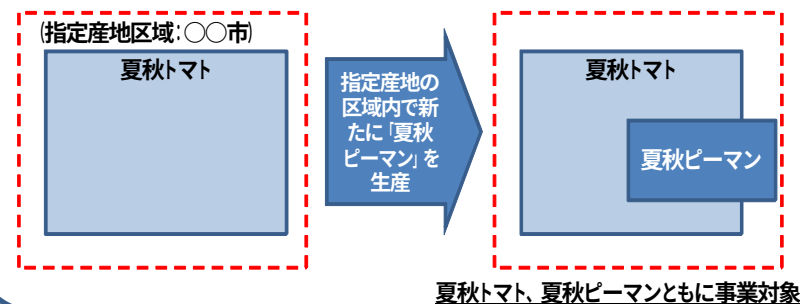
	現行	対象拡大案
事業実施主体	指定産地内の登録出荷団体（農業者団体等） 登録生産者（農業生産法人等）	複数産地が連携して加工・業務用の契約取引を行う生産者（ 指定産地外も可 。供給量要件有り。）で 計画を提出・認定された者

複数品目野菜産地の育成支援

○ 複数品目に取り組む産地に対する支援

- ・ 指定産地が複数品目化に関する計画を作成して、他の指定野菜の生産に取り組む場合、**追加品目も指定野菜価格安定対策事業の対象**とします。

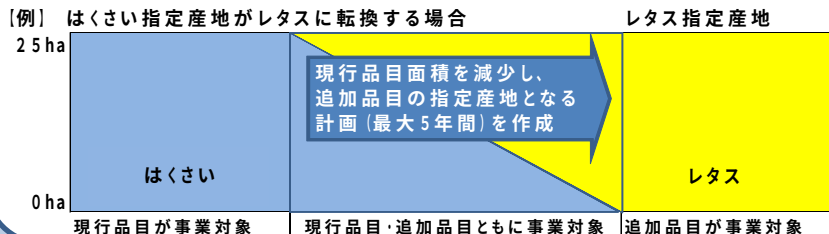
【例】 夏秋トマト指定産地が新たに「夏秋ピーマン」に取り組む場合



○ 品目転換の円滑化

- ・ 指定産地が計画を作成して、他の指定野菜への品目転換に取り組む場合、**一定期間、両品目ともに指定野菜価格安定対策事業の対象**とします。

【例】 はくさい指定産地がレタスに転換する場合



23 国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業

【1, 527(1, 097) 百万円】

対策のポイント

さとうきびやでん粉原料用かんしょの生産の安定化を図るため、さとうきびの機械化一貫体系の整備やかんしょでん粉工場の衛生高度化等を支援します。

<背景／課題>

- ・さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、沖縄・南九州地方の畑作農業を支える基幹作物であり、国産糖・いもでん粉製造業と合わせ、**地域の産業・経済を支える重要な役割**を果たしています。
- ・しかしながら、最近、**農業者の高齢化等により生産力が低下**しており、地域農業及び関連製造業者の**構造改革が急務**となっています。

政策目標

- 肥料等の生産資材の上昇が続く中、さとうきびの生産コストを20年度の水準に維持
- 国内産いもでん粉の販路を拡大し、市場評価の高い用途への販売を1割増加

<内容>

1. さとうきび安定生産確立対策事業（新規）

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するため、**ハーベスタ等の導入による機械化一貫体系の整備等**を支援します。

さとうきび安定生産確立対策事業 430(0) 百万円
補助率：6／10以内
事業実施主体：民間団体

2. 国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業

かんしょでん粉の加工食品用等への販路拡大やいもでん粉工場周辺環境の保全と製造コストの削減を図るため、**製造工程・乾燥工程等における衛生面の強化や排水貯留設備の能力増強等に資する施設の整備**を支援します。

国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業 1, 097(1, 097) 百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者団体、事業協同組合

お問い合わせ先：

生産局生産流通振興課（03－6744－2115（直））

国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業

課題

対策の内容

事業実施後

さとうきび

- さとうきびは台風・干ばつの常襲地帯である沖縄・鹿児島県の島しょ部における基幹作物
- 農家の7割以上がさとうきび栽培に従事
- 普通畑の5割以上でさとうきびを栽培

しかし…

零細規模の農家が多数を占め、高齢化と相まって生産構造が脆弱化

収穫面積が徐々に減少

H元年産 3.4万ha → H15年産 2.4万ha → H20年産 2.2万ha

担い手と高齢者等が共同して効率的かつ持続的な生産体制を再構築することが必要！

機械化一貫体系の確立による軽労化・低コスト化や気象災害に強い生産基盤の整備による単収の安定化を支援

- ・小型ハーベスタの導入
- ・点滴かんがい設備の設置 等



新たな生産体制

現状



将来



担い手の作業能力が向上！
重労働は担い手に委託でき生産性が向上

さとうきびの安定的な生産体制を確立

でん粉原料用かんしょ

南九州地方の基幹作物であるかんしょの安定生産には、車の両輪であるでん粉工場の経営安定が必要不可欠

しかし…

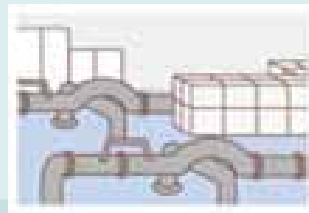
製造ラインの衛生管理が不十分なため、かんしょでん粉の販路が限定

国内産かんしょでん粉の生産量が減少
(H10年産9.3万トン → H20年産4.5万トン)

実需者ニーズに対応した高品質でん粉の生産が必要！

でん粉工場の衛生高度化による、でん粉の高付加価値化・低コスト化を支援

- ・高速遠心分離機の導入
- ・同時乾燥施設の整備 等



国産かんしょでん粉の新たな販路確保

現状

価格の低い糖化製品



販売先



将来

高価格な菓子・食品用



春雨

市場評価の高いでん粉の製造！
糖化用から菓子・食品用に販路拡大

国内産いもでん粉の生産安定化

24 生産環境総合対策事業

【3, 679 (3, 606) 百万円】

対策のポイント

農業分野の地球温暖化対策のための施設園芸用省エネ設備の導入や土壌炭素貯留の推進、有機農業の振興等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、農業分野においても地球温暖化防止等に資する取組の強化が求められています。
- ・有機農業への参入者は増加しつつありますが、有機JAS認定農産物の割合は0.18%と低迷しており、販路確保等の面で取組の強化が求められています。

政策目標

- 農業分野における温室効果ガスを24年度までに53.8万CO₂トン削減（京都議定書目標達成計画）
- 有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに5割増加 等

<内容>

1. 農業生産における地球温暖化対策の推進

施設園芸用省エネ設備の導入や土壌炭素貯留等の地球温暖化防止の取組、地球温暖化適応のための技術の普及等を推進します。

2. 有機農業の振興

有機農業振興の核となる地域の取組に対して支援するとともに、有機農産物の販路拡大のためのマッチングフェアの開催、大都市圏への供給促進や有機JASの認定取得に向けた取組を支援します。

3. 環境と調和した持続的な農業生産の拡大

合理的な施肥体系への転換や輸入肥料原料の安定確保に向けた取組、植物浄化技術を活用したカドミウム濃度低減対策や畜産周辺環境への影響を軽減する取組を推進します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：協議会、農業者団体、民間団体等

（ お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-3502-5951（直）） ）

生産環境総合対策事業

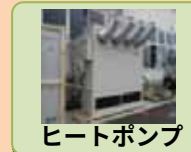
- 農業分野の地球温暖化対策のための施設園芸用省エネ設備の導入や土壌炭素貯留の推進、有機農業の振興等を支援します。

〔生産環境総合対策事業 3,679 (3,606) 百万円〕

農業生産地球温暖化対策事業

I 農業生産分野における温室効果ガス排出量削減に資する取組の強化

- ・水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生の抑制や農地土壌を活用した炭素貯留の推進を支援
- ・ヒートポンプなどの施設園芸用省エネルギー設備等のリース方式による導入、バイオディーゼル燃料などを用いた脱石油モデルの実証・普及を支援



II 地球温暖化適応策

- ・農作物の高温障害等を回避する高温耐性品種の導入、細霧冷房施設の整備や専門家による産地診断を実施



有機農業総合支援事業

I 有機農業振興の核となる地域の支援

- ・支援地域数を拡大
- ・有機JAS認定取得の促進を支援
- ・大消費地向けの新たな販路確保を支援



〔有機JAS認定取得までの掛かり増し経費の支援〕

II 有機農業への参入促進の強化

- ・研修生を受け入れる有機農業者を支援
- ・全国の有機農業の実態把握や標準的栽培技術の体系化を推進



農業生産環境対策事業

I 合理的な施肥体系への転換

- ・県段階における減肥基準策定や指導体制の強化など、合理的な施肥体系への転換に向けた取組を支援
- ・海外の肥料原料の安定確保に向けた実態調査等を実施



II 土壌環境の復元

- ・農産物中カドミウム濃度の実態調査や植物浄化技術の実証など、土壌環境の復元に向けた取組を支援



III 畜産周辺環境への影響軽減

- ・地域住民を含めた協議会の開催、畜産由来の排水・悪臭対策施設の整備など、畜産周辺環境の改善に向けた取組を支援

25 飼料増産総合対策事業

【5, 876(3, 259) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農において約4割となっており、飼料価格の高騰は、畜産経営に大きく影響。
- ・牛等の反芻動物にとって必須の飼料である粗飼料については、飼料作物の作付面積を110万haに拡大する目標を設定。
- ・水田での稲発酵粗飼料の生産は平成15年の5,214haから平成20年には8,931haに拡大。一方で適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題。
- ・飼料生産の担い手のコントラクターは平成15年の317組織から平成19年の479組織に拡大。しかし、なお受託面積は飼料生産の1割程度で、任意組織が6割を占める状況。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 粗飼料の生産拡大

- (1) 高品質・高収量な稲発酵粗飼料の生産・利活用（1万円/10a）や、コントラクター等飼料生産組織の経営高度化を支援します。
また、粗飼料の効果的・安定的な供給体制を強化し、広域流通拠点の整備を支援します。
- (2) 地域に適合した牧草等の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地を高位生産性草地等へ転換する取組を支援します。
- (3) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、粳米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。
- (4) 奨励品種の選定・普及、飼料作物種子の安定供給や飼料生産・放牧に関する技術の向上の取組及び飼料増産に向けた推進活動を支援します。

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

- (1) 新たに、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して支援します。
また、引き続き、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対し支援します。
- (2) 地域の畜産農家等が共同で利用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ等（豆腐粕、農場残さ等）の収集や飼料作物（青刈りとうもろこし、牧草等）の生産により、地域内の資源を原料とする混合飼料を製造する取組に対し支援します。

（補助率：定額、1/3、1/2）
事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3502-5993（直））

飼料増産総合対策事業

○ 稲醗酵粗飼料の生産利用の推進

- ・ 高収量・高品質な稲発酵粗飼料の生産・利用を推進 (1万円/10a)

[国産粗飼料増産対策事業 3,327百万円]



稲WCSは水田で作りやすく
家畜の嗜好性も良好

○ 高位生産性草地への転換

- ・ 生産性の低下した草地の高位生産草地への転換
(補助率1/3以内、上限10万円/ha)

[草地生産性向上対策事業 1,107百万円]



草地改良により
収量は3割向上

○ コントラクター (飼料生産受託組織) の育成

- ・ 面積拡大、法人化等を行うコントラクター等に対する機械・施設の導入を支援 (補助率1/2以内)

[国産粗飼料増産対策事業 3,327百万円]



コントラクターは年々拡大し、
現在は飼料生産の1割を担う

○ エコフィード等未利用資源の利用推進

- ① 食品残さの利用拡大の取組を助成
(利用拡大量に応じた助成等)
- ② エコフィードを給与した畜産物の
認証制度の構築を支援、食品産業と
畜産業のマッチング支援

[①②:エコフィード緊急増産対策事業

663百万円]

[①:地域資源活用型エコフィード増産推進事業
250百万円]



食品産業から排出される
年間1100万トンの食品残さの
飼料化を推進

○ 粗飼料の広域流通の推進

- ・ 粗飼料の広域流通拠点を育成するために必要な機械・施設等の導入を支援
(補助率1/2以内)
- ・ 広域流通を推進するための調査検討を実施
(定額補助)

[国産粗飼料増産対策事業 3,327百万円]



遠方の畜産農家にも効果的・
安定的に供給可能な流通拠点

○ 飼料用米の農薬使用に係る安全性確保や飼料生産技術の向上に向けた取組

- ① 飼料用米の病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とするため、
粃の農薬残留試験等の取組を支援。(定額補助)
- ② 奨励品種の選定・普及、飼料作物種子の安定供給や飼料生産・放牧
に関する技術の向上、飼料増産に向けた推進活動を支援。(定額補助)

[①飼料用米農薬安全確保事業 441百万円]

[②飼料増産対策強化推進事業 88百万円]

国産飼料に立脚した畜産の確立

26 加工原料乳生産者補給金交付等事業

【15,774(15,777)百万円】

対策のポイント

取引条件が不利な加工原料乳を対象とした生産者補給金の交付、加工原料乳価格が低落した場合の補てん等を行います。

<背景／課題>

- ・バター・脱脂粉乳等向け生乳（加工原料乳）は、価格がコストを下回っていることから、生乳の再生産を確保するための支援や、価格低落時の補てん等の支援により、酪農家の経営安定を図ることが必要。
- ・併せて、生乳需給の安定のための需要に応じた生産の推進が必要。

政策目標

生乳の再生産の確保と需給の安定による酪農経営の安定

<内容>

生乳需給と酪農経営の安定

- （1）加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、**加工原料乳地域の生乳の再生産を確保するため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金**を交付します。
（補給金単価：11.85円/kg、対象数量：1,950千トン（21年度））
- （2）加工原料乳価格が低落した場合に酪農家の経営安定を図るための補てんに助成します。
- （3）**新たな生乳需給の安定化手法の開発及び効率的な生乳検査体制の構築等**に向けた取組を支援します。

（ 補助率：定額、3／4以内、1／2以内
事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、民間団体 ）

（ お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課 （03-3502-5987（直）） ）

27 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業

【2,927(0)百万円】

対策のポイント

国産チーズ向け生乳の供給を拡大するとともに、特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な人材の育成及び機材整備を支援します。

<背景／課題>

- ・ 飲用牛乳や乳製品（バター・脱脂粉乳等）の消費が減少傾向にある中、生乳の安定した需要先を確保するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた国産乳製品の供給に努め、自給率を向上させていくことが重要。
- ・ このためには、チーズ向け生乳の供給拡大により、国内消費量の約8割を占める輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくための取組を着実に進めていくとともに、付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備を行うことが必要。

政策目標

国産チーズ向け生乳の生産量
31万トン（15年度）→86万トン（27年度）

<内容>

1. 国産チーズの供給拡大

チーズ向け生乳の供給量が過去3年間の平均供給量よりも拡大した場合に、その拡大数量に応じて奨励金を交付します。

2. 国産ナチュラルチーズの高付加価値化の推進

国産ナチュラルチーズの製品開発、指導者養成研修、製造技術向上に必要な器具機材の整備等を行うことにより、地域の特色あるチーズづくりに向けた取組を支援します。

（ 補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：指定生乳生産者団体、民間団体、生産者等が構成する組織 ）

（ お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課 （03-3502-5987（直）） ）

28 スーパーL資金等の金利負担軽減措置 【負担軽減特別融資枠 150,000(0) 百万円】

対策のポイント

認定農業者が借り入れるスーパーL資金等の金利負担軽減措置を実施し、意欲ある農業者の育成・確保を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

米国に端を発する金融危機、経済危機の影響を受け、農業者の経営は非常に厳しい状況にあります。このような中、食料の安定供給を図るためには、農作物の生産拡大に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

平成22年度及び23年度において認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

(2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※ それぞれ500万円以下の融資は対象外

(3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

(4) 融資枠

3,000億円（2年間）

(5) 金利負担軽減幅

最大2%の引き下げ（農山漁村振興基金による利子助成）

(6) 利子助成期間

貸付当初5年間

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

〔お問い合わせ先： 経営局金融調整課（03-6744-2165（直））〕

29 農業改良資金関係事業（特会）

【10,019(298)百万円】

対策のポイント

農業経営の改善に向けたチャレンジを支援する農業改良資金について、農業者が円滑に資金調達ができるよう、貸付プロセス等の改善を図ります。

<背景／課題>

・農業者の六次産業化を始めとする経営改善への取組が重要になっている中、無利子の農業改良資金の貸付プロセスの改善を図ることにより、農業者が必要とする資金を円滑に調達できるようにしていくことが重要です。

政策目標

主業農家の経営改善を支援するための資金の円滑な貸付け

<内容>

1. 農業者の新たなチャレンジに必要な資金（農業改良資金）の貸付け

生産・加工・販売分野での経営開始に取り組む農業者を支援する無利子資金である農業改良資金について、**農業者が一層借り入れしやすくなるよう**、貸付主体を都道府県から(株)日本政策金融公庫等に移管するなど**貸付プロセスを改善**します。

農業改良資金貸付金：10,000(264)百万円

貸付主体：(株)日本政策金融公庫等

2. 農業改良資金制度の円滑な運営の実施

農業者等に貸出した貸付金の償還状況、遅延状況等に関するデータの調査・分析を行うとともに、資金の利用促進を図るため、農業改良資金制度の周知に係る取組の実施、交流会等の開催、アンケート調査や貸付事例の調査研究などを実施します。

農業改良資金制度移行円滑化推進委託費：19(34)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局人材育成課（03-3591-5831（直））]

30 農業信用補完強化事業交付金

【1,447(770)百万円】

対策のポイント

- 経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の1,000億円特別保証枠を設定。
- 融資保険の被保険資格者に銀行及び信用金庫を追加することにより、大口資金需要者である農業法人等の資金調達チャネルを多様化。

<背景／課題>

信用力の弱い農業者が資金調達をする際には、担保・保証人を求められることが一般的となっていますが、担保となる物件がない肥料代等の運転資金の場合、その調達がより一層難しくなっています。

また、融資保険制度は、都道府県段階の農業信用基金協会による保証保険では対応することが困難な大口融資案件について（独）農林漁業信用基金に直接保険に付すことにより、保証保険制度を補完する制度ですが、現在、被保険資格者は、農林中央金庫、信農連等に限定されています。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

1. 農業経営資金繰り円滑化特別保証事業（新規）

農業経営の資金繰り円滑化のため、運転資金について、1,000億円の無担保無保証人の特別保証枠を設定します。これにより、農業者が民間金融機関から農業経営に必要な運転資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

農業経営資金繰り円滑化特別保証事業 588(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：農業信用基金協会

2. 融資保険の充実（新規）

農業法人などの一般市中金融機関からの資金調達をより円滑化するため、融資保険の被保険資格者を銀行・信金にも拡大します。これにより農業法人が一般市中金融機関から農業経営に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

融資保険基盤強化事業交付金 89(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金

3. 保証保険基盤の強化

（独）農林漁業信用基金に対して、農業信用保険引受に係る財務基盤を強化するための交付金を交付することにより、農業者が必要とする資金の円滑な融通を支援します。

農業信用保証保険基盤安定事業交付金 770(770)百万円

補助率：定額

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金

〔お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171（直））〕

31 経営体育成交付金

【12,218（0）百万円】

対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

<背景／課題>

- 多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

政策目標

認定農業者2万経営体、法人経営400経営体、
集落営農組織3,200経営体、新規就農青年5千人を育成

<内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきましたが、今後は**経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。**

1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、**農業用機械施設等導入の初期投資の軽減**を支援します。

（補助率：定額（1／2以内（400万円上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会）

2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、**融資残の自己負担部分について補助金を交付**することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

（補助率：定額（融資残額（3／10上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会）

3. 追加的信用供与補助

融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しより、**金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を拡大**します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会）

4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な**農業用機械施設等の導入を支援**します。

（補助率：定額（1／2以内）
事業実施主体：集落営農組織等）

5. 共同利用施設補助

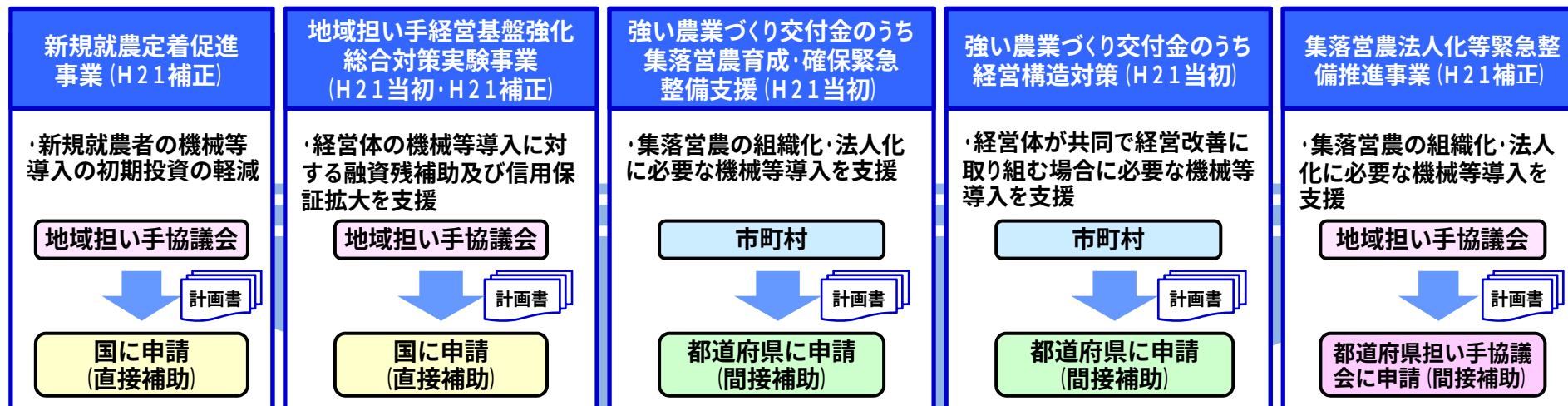
経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要なとなる集出荷施設や加工施設等の**共同利用施設の整備を支援**します。

（補助率：定額（1／2以内）
事業実施主体：市町村、JA、農業者等の組織する団体等）

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りがつ単年度ごとに実施

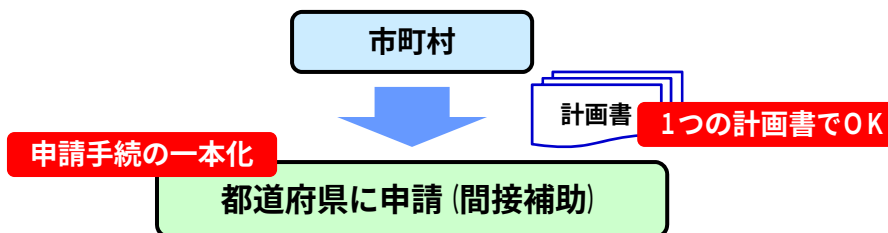


経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化

使い勝手の良い
支援スキームとして
事業を再構築

経営体育成交付金 (H22要求)

- ・経営体の育成・確保のための各事業を**統合・交付金化**
- ・**市町村が策定する一つの計画**のもと、**複数年にわたる取組を支援** (計画書作成は初年度のみ)
- ・計画主体は市町村とし、**申請窓口を一本化**



32 水田・畑作経営所得安定対策（特会）

【243,071（232,426）百万円】

対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置します。

<背景／課題>

・我が国の米を中心とした水田農業などの土地利用型農業については、依然、生産構造が脆弱であることから、地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図ること等が課題です。

政策目標

水田・畑作経営所得安定対策加入者（約8万5千経営体）の経営安定に必要な資金を交付する。

<内容>

1. 生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）

（1）過去の生産実績に基づく支払（固定払）

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払いです。

（2）毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払いです。

2. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補てん）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国は1対3の割合で補てんの原資を負担し、対策加入者は、予め10%又は20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

〔お問い合わせ先： 経営局経営政策課 （03-3502-5601（直））〕

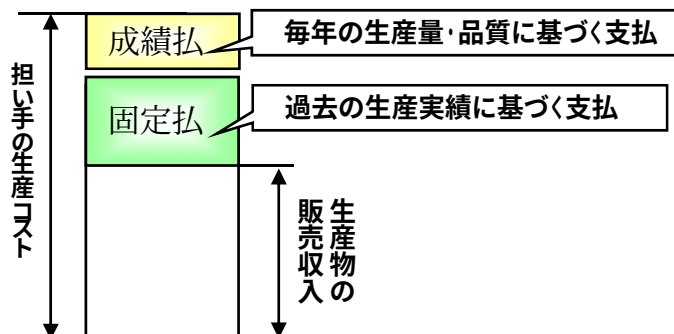
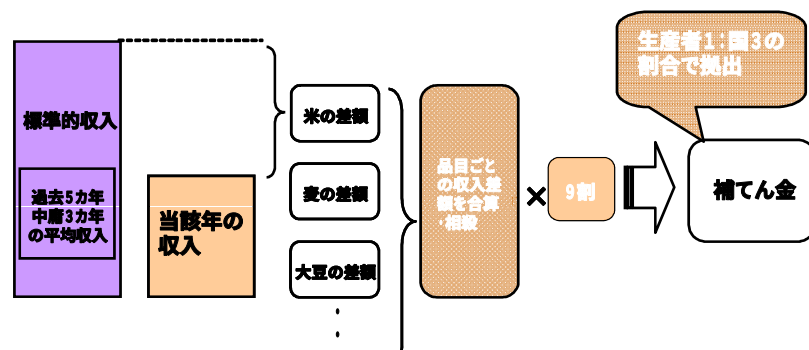
水田・畑作経営所得安定対策の概要

- 水田・畑作経営所得安定対策は、①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん、②収入の減少の影響を緩和するための補てんの2つの対策により、土地利用型農業を支える意欲ある経営体を支援。

○ 支援対象者

支援対象者は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件。なお、経営規模の要件については、市町村特認をはじめ地域の実態に即した様々な特例・特認も用意。

○ 支援の内容

生産条件不利補正対策	収入減少影響緩和対策
・ 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。 ・ 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払がある。 （固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある者が対象） 【対象品目】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ 	・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。 ・ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）。 【対象品目】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ 

33 農の雇用事業

【3,580(0) 百万円】

対策のポイント

- 農業法人等が就農希望者を雇用して実施する実践的な研修を支援します。
- 経営の多角化等を通じて6次産業化に取り組む農業法人には、人材育成のための研修を3年目まで継続的に支援します。

<背景／課題>

・新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割以上を青年（39歳以下）が占めています。

【雇用就農者数】平成19年：7,290人（うち39歳以下4,140人）

平成20年：8,400人（うち39歳以下5,530人）

・雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加しています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412→平成19年：9,466→平成20年：10,519

政策目標

新規雇用就農者数（39歳以下） 毎年7千人程度

<内容>

1. 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

- ① 就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の全国的な開催等を行います。
- ② 農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援します。

2. 新規雇用者の人材育成への支援

- ① 農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修（OJT研修）、新規雇用者の定着を促進するための住居手当等の経費の一部を助成します。（実施規模：1,700人、研修費：上限9万7千円/月、住居手当等：上限3万3千円/月、最長12ヶ月間）
- ② さらに、経営の多角化や他産業との連携などを通じて6次産業化に取り組む農業法人に対しては、新規雇用者の人材育成のための研修について、1年目の研修助成に加え、3年目まで継続的に支援します。（実施規模：300人、研修費：上限5万8千円/月、各年最長12ヶ月間）

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局人材育成課 （03-3502-6469（直））]

34 農地制度実施円滑化事業

【7,133(5,095)百万円】

対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法に伴って、今後、現場で農地制度の運用を担う**農業委員会の役割**がますます重要となることから、**農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援**する必要があります。

政策目標

農業委員会による新たな農地制度の適切な運用

<内容>

- 1. 農地制度実施円滑化事業費補助金（新規）** 2,048(60)百万円
農業委員会による**農地の利用関係の調整等**に必要な経費を支援。
- 2. 農地調整費交付金（拡充）** 127(96)百万円
都道府県知事による**農地の利用関係の調整等**に必要な経費を支援。
- 3. 全国農業会議所事業（拡充）** 61(42)百万円
全国農業会議所が行う**農地の売買価格等の調査、新たな農地制度の周知等**に必要な経費を支援。
- 4. 農業委員会交付金** 4,776(4,776)百万円
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう**農業委員の手当**等の基礎的な経費を交付金として交付。
- 5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金** 121(121)百万円
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の**会議員の手当や職員の設置費**を負担（職員の設置に係る442百万円を除く）。

（補助率：10／10、定額、1／2以内）
事業実施主体：農業委員会、都道府県、都道府県農業会議、全国農業会議所

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2152（直））]

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金

農業委員会による農地の利用関係の調整や利用状況の調査等に
必要な経費を支援

- ・農地の利用関係の調整
（農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等）
- ・農地の利用状況調査
- ・農地基本台帳の整備
- 等

○農業委員会交付金

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

○農地調整費交付金

都道府県知事による農地の利用関係
の調整等に必要な経費を支援

○都道府県農業会議会議員手当等負担金

農業委員会法に基づき、都道府県農業
会議の会議員の手当や職員の設置費を
負担

○全国農業会議所事業費

全国農業会議所が行う農地の売買価格
等の調査や新たな農地制度の周知等に必
要な経費を支援

35 農地利用集積事業（特会）

【8,005（7,561）百万円】

対策のポイント

面的集積組織が行う調整活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法により、経営体が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく法律上の仕組み（農地利用集積円滑化事業）が創設されました。

この仕組みの中で、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を後押ししていく必要があります。

政策目標

農地の利用集積面積：平成22年度2万ha

<内容>

1. 農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が行う調整活動に対して、**活動区域内の農地面積に応じて支払う基本額と利用権設定された面積に応じて支払う実績額を交付**します。

交付金は、円滑化団体の利用調整活動費（例えば、コーディネーター設置費、事務費、利用集積のための奨励金等）として活用することができます。

2. 農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な**小規模基盤整備（石礫除去、畦畔除去等）、特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成**します。
3. 都道府県及び市町村が、農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成します。

（補助率：定額、1／2）
（実施主体：農地利用集積円滑化団体、市町村、都道府県）

[お問い合わせ先:経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

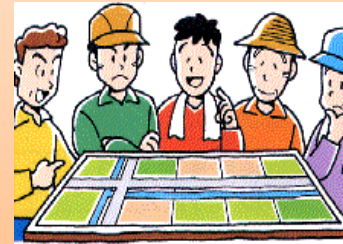
農地利用集積事業

経営する農地が
分散している状況

農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動

例えば、

- ① 地域の農地事情に精通したコーディネーターを設置
- ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
- ③ 農地の関係者に取組参加を奨励
- ④ 農地の貸借についての意向調査
- ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など



農地を面的にまとめて
経営体を使いやすく

面的集積組織(円滑化団体)の**活動区域内の農地面積に応じて基本額**を交付
(平均的な市町村で120万円程度ほか)

面的集積組織(円滑化団体)が委任を受けて、
出し手に代理して**貸付けされた農地面積に応じて実績額**を交付 (20,000円/10a)

基本額と実績額は、利用調整活動費(例えば、コーディネーター設置費、円滑化団体の事務費、利用集積のための奨励金等)として活用できます。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を交付

36 中山間地域等直接支払交付金

【26,579(23,446)百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、**中山間地域は高齢化の進行が著しく**、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、**耕作放棄地が増加することが懸念**されます。

政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大を目指す（H20年度実績66.4万ha）

<内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金（新規）

高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。

（田（急）：21,000円/10a、畑（急）11,500円/10a 等）

中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

2. 中山間地域等直接支払推進交付金（新規）

高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の**地域農業者等への支援体制を強化**します。

中山間地域等直接支払推進交付金 479(346)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：

農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359(直))

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,579(23,446)百万円】

見直しのポイント

新対策の概要

◎山あい・点状に点在する飛び地や小団地等の協定取り込みを推進します。

◎高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進します。

◎小規模・高齢化集落の農用地の保全に向けた取組を推進します。

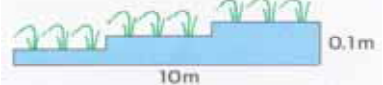
◎〔対象農用地及び交付単価〕

〔急傾斜地〕(田)



21,000円/10a

〔緩傾斜地〕(田)



8,000円/10a

(畑)



11,500円/10a

(畑)



3,500円/10a

【1ha以上の一団の農用地要件】
(新対策)

■集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

◎〔対象行為〕

作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

作業2 ①担い手の育成など、より前向きな取組
(ステップアップ型)

②共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」
(集団的サポート型) [新設]

※作業1のみの場合は8割単価

◎〔加算措置〕

従来の加算措置に加え、
「小規模・高齢化集落支援加算」を新設
単価：田4,500円/10a、畑1,800円/10a

<集落協定に基づく共同取組活動の例>

(農用地の保全)



協定参加者全員による
法面の草刈り

(自然生態系の保全)



小学校と連携した
体験農園

(保健休養機能の活用)



田植えの体験活動による
都市との交流

中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円
中山間地域等直接支払推進交付金 479(346)百万円

37 農山漁村コミュニティ維持・再生事業

【2,580（197）百万円】

対策のポイント

農山漁村の集落が担ってきた生活面、生産面等の機能を維持・再生し、定住及び活性化に資するため、『地域マネジメント法人』を育成します。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、集落が主体となって、生産面、生活面等にわたる様々な活動が行われ、安定的なコミュニティが形成されてきました。
- ・しかしながら、近年、農山漁村においては、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、従来から営まれてきた住民自身による相互扶助活動等の**集落機能が低下**しており、このままでは**地域社会の存続自体が危惧**され、その結果、多面的機能も大きく損なわれるおそれがあります。
- ・このため、身近な日常生活の相互扶助、景観や自然環境の保全、地域資源を活用した所得機会の確保等に取り組む新たな主体の育成が喫緊の課題であり、地域住民、NPO法人等が主体的に行う取組を支援する措置を充実強化することが重要です。

政策目標

5年後に、地域マネジメント法人の仕組みを通じて支える農山漁村の定住人口：約2百万人

<内容>

1. 新たな農山漁村コミュニティ・マネジメント創造支援事業（新規）

1) 地域マネジメント法人育成対策事業

地域住民、NPO、企業、団体など多様な主体の参画と協力を得ながら、複数集落を範囲として、将来にわたり地域社会を維持していくための活動を担う『地域マネジメント法人』について、組織づくりなどの立ち上げを国が直接支援します。
(300万円程度／年)

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

2) 日本政策金融公庫出資金

地域マネジメント法人の円滑な始動に資する出資・融資に係る資金を拠出するための(株)日本政策金融公庫への出資金1,000百万円。(おおむね200法人相当分)

2. 小規模・高齢化等集落連携再生事業（新規）

過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域等の集落が、周辺集落と連携して集落機能を維持する取組等を支援します。(100万円程度／年)

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

【お問い合わせ先】：

- 1の事業 農村振興局都市農村交流課(03-3501-3729(直))
- 2の事業 農村振興局中山間地域振興課(03-6744-2498(直))

農山漁村コミュニティ維持・再生事業の概要

地域マネジメント法人の育成支援等 2,580(197)百万円

農山漁村の集落機能が低下

現 状

- 人口の減少、高齢化の進行
- 兼業機会の減少
- 農地・森林等地域資源の維持に苦慮

課 題

- 農山漁村のコミュニティが担ってきた様々な機能が低下
- 将来にわたり地域社会を維持していくための活動を担う新たな主体が必要

地域マネジメント法人の育成支援等

I.生活支援サービス



配食・介護サービス



直営コンビニ

II.環境保全活動



環境形成活動



道水路の管理

III.地域活性化事業



直売所事業



農家民宿

新たな農山漁村コミュニティ・マネジメント創造支援事業【非公共】
2,470(0)百万円

地域住民、NPO、企業など多様な主体の参画と協力を得ながら、コミュニティを維持・再生し定住及び活性化を促進していくための活動を担う「地域マネジメント法人」の立ち上げを支援
※300万円程度／年、ほか出資／500万円程度

小規模・高齢化等集落連携再生事業【非公共】
110(197)百万円

過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域等の集落が、周辺集落と連携して集落機能を維持する取組等を支援
※100万円程度／年

- 地域マネジメント法人の仕組みを通じ農山漁村の定住と活性化を支える
- 国土環境保全や伝統文化の承継など農林水産業・農山漁村の多面的機能に寄与する

38 農地・水・環境保全向上対策

【23, 317 (27, 724) 百万円】

対策のポイント

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

<背景／課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保管理が困難となってきました。
- ・また、環境問題への国民の関心が高まる中で、我が国農業を環境保全を重視したものに転換することが求められています。
- ・これらを踏まえ平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、効果や課題を適切に検証し、広く国民の理解を求めながら推進することが必要です。

政策目標

地域資源の保全のための共同活動等に取り組む面積の維持・拡大を目指す（H20年度実績136万ha）

<内容>

1. 農地・水・環境保全向上対策

農地・農業用水等の資源を保全・向上する地域ぐるみの共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

農地・水・環境保全向上対策 23, 204 (27, 704) 百万円
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

2. 農地・水・環境保全向上対策評価検討事業（拡充）

(1) 農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査委託（拡充）

農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施します。

(2) 農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業（新規）

環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施します。

農地・水・環境保全向上対策評価検討事業 113 (20) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：(1) 国、(2) 民間団体

お問い合わせ先：

- 1、2 (1) の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))
2 (2) の事業 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495 (直))

39 活力ある農山漁村づくり推進事業

【2,479(2,001)百万円】

対策のポイント

地域内外の多様な主体により行われる、地域資源を活用した農山漁村の活性化等を図る取組について、その活動経費等を助成します。

<背景／課題>

- ・活力ある農山漁村を再生しその多面的機能を十分に発揮させるためには、農林水産物はもとより景観、伝統文化、自然環境等様々な地域資源を活用した経済活動の活性化や雇用創出等に地域が主体的に取り組んでいくことが重要です。
- ・その際、地域関係者のみならず都市部の人材、企業等も含め多様な主体が協働して取り組むことが有効であり、そのような多様な主体の連携や広域にわたる人材交流、実践活動等を促進する必要があります。

政策目標

- 活力ある農山漁村づくりやそれを担う人材の確保・育成のモデルを構築し、同様の取組を他地域にも拡大
- 農山漁村における宿泊体験活動に毎年約120万人(1学年規模)の小学生が参加できるよう、平成25年度までに全国500の受入地域を整備

<内容>

1. 農山漁村地域力発掘支援モデル事業

農山漁村に存する有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じて活力ある農山漁村を実現しようとする取組(例:伝統芸能を活用した交流イベント、地元農産物を使った新商品開発)の活動経費(1地区につき上限200万円)等を助成します。

補助率:定額
事業実施主体:地域協議会、民間団体

2. 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業(「田舎で働き隊!」事業)

農村地域での活動を希望する人材の募集、農村地域と人材のマッチング、地域資源を活用した農山漁村の活性化の取組の企画・運営の実践研修等について、その活動に要する経費を助成します(1人につき標準14万円/月(1/2補助)の研修手当等)。

補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:民間団体

3. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金(拡充)

全国の小学校における「子ども農山漁村交流プロジェクト」の本格実施に向けて、受入地域の体制整備を図るほか、新たに、先進地域での実践トレーニング、農林漁家民宿の開業に向けた知識の習得等に係る経費を助成します。

補助率:定額
事業実施主体:民間団体

(子ども農山漁村交流プロジェクトとは)

総務省、文部科学省と連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、1週間程度の宿泊体験活動を行うことを目的として、平成20年度から実施している取組のことです。

お問い合わせ先:

農村振興局都市農村交流課(03-3502-5946(直))

40 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業

【1, 493（912）百万円】

対策のポイント

農村地域の再生可能エネルギー利活用を積極的に支援し、農村地域の新たな価値の創出や活性化を緊急的に促進します。

<背景／課題>

- ・平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年を約6.2%上回っており、京都議定書における6.0%の削減約束の達成は非常に厳しい状況にあります。
- ・農村地域に豊富に賦存する農業用水、太陽、風といった再生可能エネルギーの利活用を積極的に支援し、農業関連施設の維持管理費（電気代等）の節減、温室効果ガスの削減、農村の新たな価値の創出や活性化が求められています。

政策目標

年間発電量約4千万kWh/年の再生可能エネルギー供給施設の事業化
(平成25年度)

<内容>

1. 再生可能エネルギー導入支援事業（新規）

農業関連施設に設置する太陽光発電等の導入の円滑化を図るため、必要となる研修、調査・設計等を支援します。

再生可能エネルギー導入支援事業353（0）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

2. 農業水利施設利用小水力発電導入促進事業（拡充）

農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進するため、必要となる研修、調査・設計、低コスト発電実証等を支援します。

農業水利施設利用小水力発電導入促進事業511（11）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、都道府県土地改良事業団体連合会

3. 低炭素むらづくりモデル支援事業

温室効果ガス排出削減に資する農業関連施設整備の在り方のモデル的な検討等を支援します。

低炭素むらづくりモデル支援事業629（883）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体、地域協議会

お問い合わせ先：

1、3の事業 農村振興局農村整備官 (03-6744-2209 (直))
2の事業 農村振興局水資源課 (03-3501-3745 (直))

41 農山漁村定住・交流活性化交付金

【32,176(35,553)百万円】

対策のポイント

定住・交流を通じた農山漁村の活性化を図る施設整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

政策目標

- 全国1,000以上の市町村で活性化に向けた新たな取組を創出
- 都市農村交流施設の宿泊者数を拡大

<内容>

1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援します。実施できる事業の内容は以下の通りです。

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
- ② 定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金31,084(34,915)百万円

補助率：定額（定額、1／2等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

2. 広域連携共生・対流等対策交付金（拡充）

都道府県域を越えた都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を図るため、NPO法人等の民間団体に対し公募方式で国から直接支援します。

- ① 都市と農山漁村の連携による交流活動等を実施する広域連携プロジェクトや市民農園の開設促進等の取組
- ② これらの取組の推進に必要となる交流施設、市民農園等の施設の整備

広域連携共生・対流等対策交付金1,092(638)百万円

補助率：定額（定額、1／2等）

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 農村振興局農村整備官 (03-3501-0814(直))

2の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0030(直))

42 農地有効利用生産向上対策事業

【4,300(2,650)百万円】

対策のポイント

簡易な基盤整備による地域が目指す営農体系への変更や産地形成に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食料供給力の強化に向けた取組には地域の営農体系の転換や新規作物の導入を伴うことが多く、これを支える条件や環境を整えていく必要があります。
- ・具体的には、作付作物や地域特性に応じた用排水管理を可能にして農地を有効利用できるよう、農地・農業水利施設の簡易な整備を進めるほか、産地の整備構想の策定等を支援します。

政策目標

本事業の実施地域において、安定的な用水供給機能及び排水条件を確保するとともに、耕作放棄地発生を未然に防止

<内容>

1. 農地有効利用支援整備事業（拡充）

地域が目指す営農体系への変更や施設管理の省力化、耕作放棄の未然防止のために必要となる農地・農業水利施設の簡易な整備を支援します。また、十分な技術力を持つ職員がいない場合にも安心して本事業に取り組めるよう、施工管理や検査といった技術的知見を要する作業の支援を行います。

農地有効利用支援整備事業4,000(2,350)百万円
補助率：定額、1/2等
事業実施主体：市町村、土地改良区等

2. 戦略的産地振興支援事業

畑作地帯における高付加価値作物への作付転換や地域の産地化のため、作付作物や地域特性に応じた畑地かんがい方法等の調査・検討や産地の整備構想の策定等への支援を行います。また、基盤整備による産地形成に取り組む地域と流通・加工業者等が連携し、国産食料の安定的供給に取り組む活動を支援します。

戦略的産地振興支援事業300(300)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
農村振興局水資源課（03-3502-6232（直））

農地有効利用生産向上対策事業

食料供給力の強化と農業農村の持続的な発展に向けて

【農業生産をめぐる状況】

食料自給率 (H20年度) → **41%**

耕地利用率 (H19年) → **92.6%**

耕作放棄地の増加率 → **12.5%**
(H12→H17)

意欲ある
農村地域では…



しかしながら…



限られた農地を有効に利用しつつ、
地域に合った多様な営農を検討・推進

例えば…

- ・水田裏作における麦類の作付け
- ・新規需要米 (米粉用、飼料用等) の作付け
- ・畑作物の高付加価値化等による産地化
- ・集落営農による機械の共同化、計画的作付け
- ・担い手への農地利用集積

- これらの取組の定着のためには、基盤整備による営農阻害要因の排除が不可欠
(部分的な排水改良、用排水路の補修、ほ場への取付道の整備 等)
- 営農体系の転換や作付作物の新規導入等の条件や環境を整備するため、適時適切な支援が不可欠

農地有効利用支援整備事業

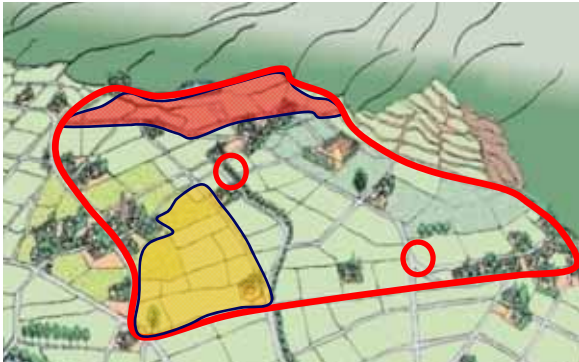
～営農体系の変更等に必要な簡易な基盤整備を推進～

以下のいずれかのために必要となる
簡易な基盤整備を機動的に支援

- ① 営農体系の変更
- ② 施設管理の省力化
- ③ 耕作放棄の未然防止

支援の例

集落営農組織を作って大豆と
新規需要米の集団作付けを始めたい！



 このエリアは山からの湧水で大豆を育てるには排水条件が悪いので、暗渠管を入れて排水路に導きたい。



 進入路が狭小で大型の農作業機械が進入出来ないので、この部分に拡幅して隅切りを設けたい。



 ここは新規需要米の作付けをしたいから、水位をより厳密に管理できるように取水口の再整備や用水路の目地補修をしたい。



戦略的産地振興支援事業

～畑産地の形成・育成に向けた地域の取組を後押し～

地域の農業振興の展開方向や担い手農家の意向に応じた高付加価値作物への転換や産地化に向けた、かんがい方式や農地等の整備計画・設計等を支援

支援の例

地域の特性に応じた新規作物を導入したい！
産地化のための基盤整備の計画策定をしたい！

かんがい施設的设计



かんがい方法の指導



高付加価値作物への転換



業者との連携・契約栽培促進



- 産地育成の取組を加速化、国産農産物の供給力強化
- 担い手農業者を中心とした地域農業の展開方向の確立

これらの取組に係る経費を国が助成

食料供給力の強化を図りつつ、地域農業と農村の持続的な発展を推進

43 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【7,020(20,650)百万円】

対策のポイント

引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直売施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援します。

<背景／課題>

最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

政策目標

荒廃した状態の耕作放棄地について、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に概ね10万haを再生

<内容>

1. 耕作放棄地再生利用交付金（拡充）

- 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）
 - ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・ 荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 【補助率1/2等】
 - ② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等） 【2.5万円/10a（最大2年間）】
 - ③ 営農定着（作物の作付け） 【2.5万円/10a（1年間）】
 - ④ 就農研修（農業法人等実践研修、IJUターン等就農研修） 【定額】
 - ⑤ 経営展開（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等） 【定額】
- 施設等補完整備：用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備 【補助率1/2等】

耕作放棄地再生利用交付金 6,100(19,509)百万円
補助率：定額、1/2等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

2. 耕作放棄地再生利用推進交付金

- 都道府県協議会推進事業：地域協議会に対する指導・助言等 【定額】
- 地域協議会推進事業：荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、再生利用者への指導・助言等 【定額】

耕作放棄地再生利用推進交付金 920(1,141)百万円
補助率：定額
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課 (03-6744-2442(直))

耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

現 状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下
609万ha (S36年) → 463万ha (H20年)
132.6% (S36年) → 92.6% (H19年)

課 題

- 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・一度荒廃した土地は利用困難
 - ・病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・廃棄物の不法投棄 等

【対策内容】

- 事業概要** 引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直売施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援する。
- H22概算要求額** 70.2億円
- 実施期間** 平成21年度～平成25年度
- 補助率** 定額、1／2等
- 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）

○ 耕作放棄地再生利用交付金（H22概算要求額 61.0億円）

(1) 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組）

- 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1／2等】
- 土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）【2.5万円/10a(最大2年間)】
- 営農定着（作物の作付け）【2.5万円/10a(1年間)】
- 就農研修【定額】
(農業法人等実践研修、I J Uターン等就農研修)
- 経営展開【定額】
(経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等)

(2) 施設等補完整備【1／2等】

(用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備)

○ 耕作放棄地再生利用推進交付金（H22概算要求額 9.2億円）

- 都道府県協議会推進事業【定額】 地域協議会に対する指導・助言等
- 地域協議会推進事業【定額】 荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、再生利用者に対する指導・助言等

荒廃農地



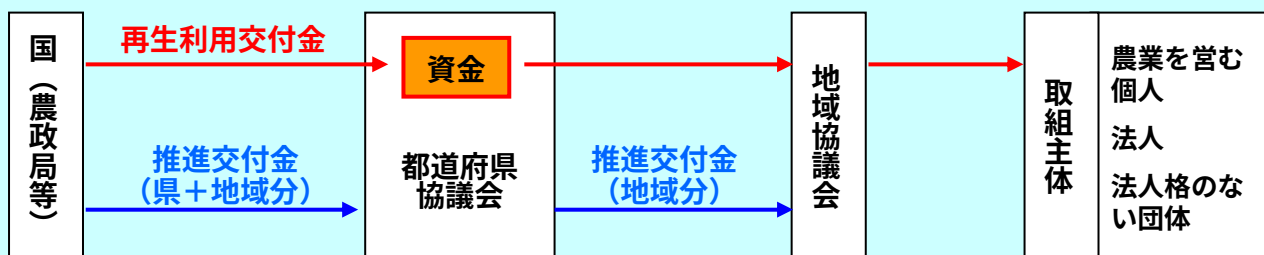
再生作業



作物の作付け



【交付金の流れ】



44 自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

【706（0）百万円】

対策のポイント

多収で食用米と識別性がある飼料用米等の開発、自給飼料を活用した高付加価値畜産物生産技術の開発を行います。

<背景／課題>

我が国は、輸入飼料への依存度が高いため、輸入トウモロコシを飼料用米で代替すること等により、飼料自給率を向上させ、国内における畜産物の安定供給を確保する必要があります。

政策目標

- 10アール当たり1トンの多収で食用米と識別性のある飼料用米を5品種以上開発
- 飼料用米等の自給飼料多給型畜産飼養技術を開発

<内容>

1. 超多収飼料用米・飼料作物の品種育成

多収で食用米と識別性がある飼料用有色素米、暖地向き三毛作用トウモロコシ等の品種開発を行います。

2. 持続的飼料生産技術の開発

飼料用稲・飼料用麦二毛作体系を基軸とした飼料生産技術、家畜ふん堆肥を用いた持続的な低コスト飼料用米栽培技術、立毛乾燥等による飼料用米の低コスト調製技術等の開発を行います。

3. 飼料用米多給を中心とした高付加価値畜産物生産技術の開発

牛・豚・鶏への輸入トウモロコシに代替する飼料用米の給与技術、放牧による畜産物の安定生産技術、機能性飼料の給与による家畜のストレス回避技術等の開発を行います。

4. 自給飼料の広域流通技術の開発

広域流通における高品質な発酵TMR（完全混合飼料）等の長期保管技術及び簡易品質評価手法、新たな微生物資材による発酵飼料の長期安定化技術等の開発を行います。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）]

（03－6744－2214（直））

自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

背景

- ◆ トウモロコシ国際価格上昇と飼料の輸入依存
- ◆ 自給飼料のTDN (可消化養分総量) が低い
- ◆ 飼料自給率26% (H20)
- ◆ 耕作放棄地38万ha

政策目標

- ◆ 国産飼料の有効活用による飼料自給率の向上
- ◆ 自給飼料の生産や飼料用米の利用の促進

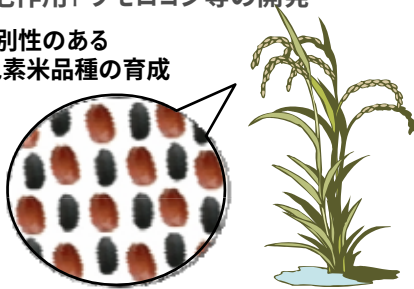
研究内容

育種

超多収飼料用米・飼料作物

- ・多収で食用米と識別性がある飼料用有色素米品種の開発
- ・暖地向き三毛作用トウモロコシ等の開発

▼食用米と識別性のある飼料用有色素米品種の育成



栽培

持続的な生産技術の開発

- ・飼料用稲・飼料用麦二毛作体系を基軸とした飼料生産技術の開発
- ・家畜ふん堆肥を用いた持続的飼料用米栽培技術の開発
- ・立毛乾燥等低コスト飼料用米調製・利用技術の開発

▼水田における飼料用稲、飼料用麦の体系的な生産技術の開発

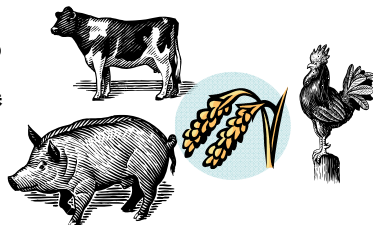


調製・給与

高付加価値化技術の開発

- ・飼料用米による輸入トウモロコシ代替給与技術の開発
- ・放牧による高品質な畜産物安定生産技術の開発
- ・機能性飼料の給与による家畜のストレス回避技術等の開発

▼牛・豚・鶏における輸入トウモロコシの飼料用米による代替給与技術の開発



流通

広域流通技術の開発

- ・広域流通における高品質な発酵TMR等の長期保管技術及び簡易品質評価手法の開発
- ・新たな微生物資材による発酵飼料の長期安定化技術等の開発

▼自給飼料の広域流通のための簡易品質評価手法の開発



国産飼料の生産から給与に至る自給飼料利用の総合的な研究推進

自給飼料の増産促進
国産畜産物の高付加価値化

45 水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発

【805(0) 百万円】

対策のポイント

小麦、なたね等の冬作物の高品質化技術、水田の高度化技術、超低コスト作物生産技術等の農地の周年有効活用に係る研究開発を実施します。

<背景／課題>

食料供給力を向上させるためには、**水田の汎用化を促進**するとともに、麦、なたね等の冬作物の生産を拡大し、冬期の農地の有効活用を図ることが必要です。このためには、パン・中華めん用小麦や暖地向けなたね等のニーズに応じた**多様な品種の開発**や、湿害等の水田特有な問題を克服するための水田高度化技術の開発が求められています。

政策目標

- パン・中華めん用小麦や暖地向けなたね等、高品質な冬作物品種を10以上開発
- 大豆、小麦等の湿害回避技術を開発

<内容>

1. 冬作物の高品質化技術の開発

現在国産シェアが1%程度のパン・中華めん用途向けの**高品質小麦**や、なたねの生産拡大に向けた**暖地向けなたね**等の冬作物品種を開発し、冬期の農地の有効活用の促進を図ります。

2. 水田高度化技術の開発

水田に特有な**湿害等の問題を回避**し生産力を最大限に高めるために、土壌の養水分制御技術等を活用した水田の高度化技術を開発するとともに、**高度化ほ場を活用した作物生産技術体系**を確立します。

3. 超低コスト作物生産技術の開発

作業機の汎用化、一貫作業体系の構築、地域ごとの条件に適合した品種の導入等により、地域ごとに合理的な輪作体系を構築することで、**省力化及び生産コストの大幅な削減を可能とする作物生産モデル**を確立します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）

（03-6744-2214（直））]

水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発

背景

我が国の食料自給率は41%
我が国の水田の耕地利用率93%
水田約250万haのうち、冬期の作付けは約20万ha

農地の周年有効活用を可能にし、さらに、生産性を向上させることで、食料自給力を強化する必要

研究内容

- 冬期の水田の有効活用：「**冬作物の高品質化技術の開発**」
 - － 麦、なたね等の冬作物を高品質化し、水田の冬期の作付け拡大を図る
 - ・ パン・中華めん用の高品質小麦品種の開発
 - ・ 暖地向けなたね品種の開発及び輪作体系の構築
- 水田の装置化：「**生産性の飛躍的向上に資する水田高度化技術の開発**」
 - － 湿害等の水田特有の問題を克服し、生産性の飛躍的向上を可能にする
 - ・ 土壌水分や養分の制御技術の開発
- 土地利用型農業の超低コスト化：「**生産コスト5割削減を可能とする超低コスト作物生産技術の開発**」
 - － 土地利用型農業における、作業競合の回避、大幅な作業の省力化と生産コスト削減を可能にする
 - ・ 地域の条件に応じた合理的輪作体系の確立



製パン性の向上

パン用小麦の高品質化



暖地向けなたね品種



制御有り

なし

土壌水分制御による大豆
の生産性向上



作業競合を回避する栽培技術

- ・ 麦類、なたね等の冬作物の高品質化により、冬期の作付け拡大を促進：**耕地利用率向上**
- ・ ほ場の高度化による新たな水田農業システムの構築により、耕地利用を高度化（温暖地：2年3作→2年4作、3年5作）：**高い土地生産性**
- ・ 生産コストを現状の5割程度削減する超低コスト作物生産技術を確立：**高い労働生産性**

我が国農業の競争力と食料自給力の強化に貢献

46 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発

【1, 6 1 4 (1, 4 1 4) 百万円】

対策のポイント

国産バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域の活性化に貢献するため、食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発します。

<背景／課題>

- ・温室効果ガス排出量を大幅に低減させ、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの使用割合を引き上げていくためには、カーボンニュートラルなバイオマスを燃料や素材として、低コストかつ効率的に利用する技術の開発が必要。
- ・稲わらや林地残材等のバイオマスは地域に多く賦存しており、これらを有効利用する技術を開発することを通じて農山漁村の活性化を進めることが必要。

政策目標

食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発（バイオエタノールについては生産コスト100円/Lを目指す）

<内容>

1. 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する革新的な技術を開発します。

また、安価なバイオ燃料用原料の調達を可能とする収集技術、作物育成・栽培技術を開発します。

2. バイオマスマテリアル製造技術の開発

林地残材等の未利用資源の利用拡大を図るため、バイオマスプラスチック等石油化学製品に代替するバイオマスマテリアルの製造技術等を開発します。

3. 革新的なCO₂高吸収バイオマスの利用技術の開発

CO₂を効率よく吸収・固定しエネルギー等に変換することが期待できる藻類等バイオマスの利用技術を開発します。

4. バイオマス利用モデルの構築・実証・評価

バイオマスのエネルギー利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス地域循環利用モデルの構築等を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

〔お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

（03-3502-0536（直））〕

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発

温室効果ガス排出量削減に向けた鳩山イニシアティブの実現

低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

・**農林バイオマス3号機**
小規模ガス化・発電、
メタノール変換技術を
開発。



・**木質のアルカリ蒸解技術**
木材中に含まれるリグニ
ンを除去するためアルカリ
による前処理法を開発。



バイオマス由来ガスを利用目的・形態に適
した炭化水素に変換する技術 (BTL) を開
発する。また、効率的な発電のためのバイ
オマス由来ガス生成技術を開発する。

糖化発酵法によるエタノール生産では、セ
ルラーゼの高機能化等の成果を取り入れ、
一連のシステム技術の開発を進める。

食料供給と両立する低コスト・高効率な 国産バイオマスエネルギー生産技術を開発

革新的なCO₂高吸収バイオマスの利用技術の開発

CO₂直接利用技術の開発

温室効果ガスの排出量
の低減に直接つながる
バイオマス利用技術の
開発

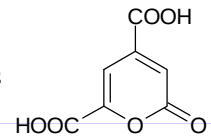


CO₂を効率的に吸収・固定しエネルギー等
に変換することが期待できる藻類等バイオ
マスの利用技術を開発する。

バイオマスマテリアル製造技術の開発

・新規高分子素材生産技術

リグニンから新規高分子
素材を生産する技術の開
発に取り組み、従来の3倍
の接着能力を有する金属
用接着剤を開発。



木質バイオマス由来のエタノール製造に
おいて、コスト低減に貢献する副生物利用
技術としてのリグニン利用技術の開発を
進める。

バイオマス利用モデルの構築・実証・評価

・テンサイ及び馬鈴しょを対象に、
新たな栽培技術の導入により、
エタノール生産に必要な栽培・
輸送工程のエネルギーが20%
以上削減可能であることを試算。



エタノール発酵副産物を多段階利
用することで得られる経済的効果を
評価に加えること等により、ライフ
サイクルでのコスト及びエネルギー消
費量を削減する。

47 農林水産分野における地球温暖化対策のための 緩和及び適応技術の開発

【767(0) 百万円】

対策のポイント

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術、温暖化の進行に適応した農林水産物の生産安定技術を開発します。

<背景／課題>

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標の達成に向けて、**農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能の向上が必要。**
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の**収量・品質等の安定化**に取り組む必要。

政策目標

- 温室効果ガスの排出削減技術、吸収源機能向上技術の開発
- 影響評価に基づく温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発

<内容>

1. 農林水産分野における温暖化緩和技術の開発

農林水産分野における**温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明**を行うとともに、**温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収源機能を向上させる技術の開発**を行います。

2. 農林水産分野における温暖化適応技術の開発

農林水産分野における**温室効果ガスのモニタリング**を行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた**精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等**を開発し、**影響評価**を行います。また、**影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発**します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

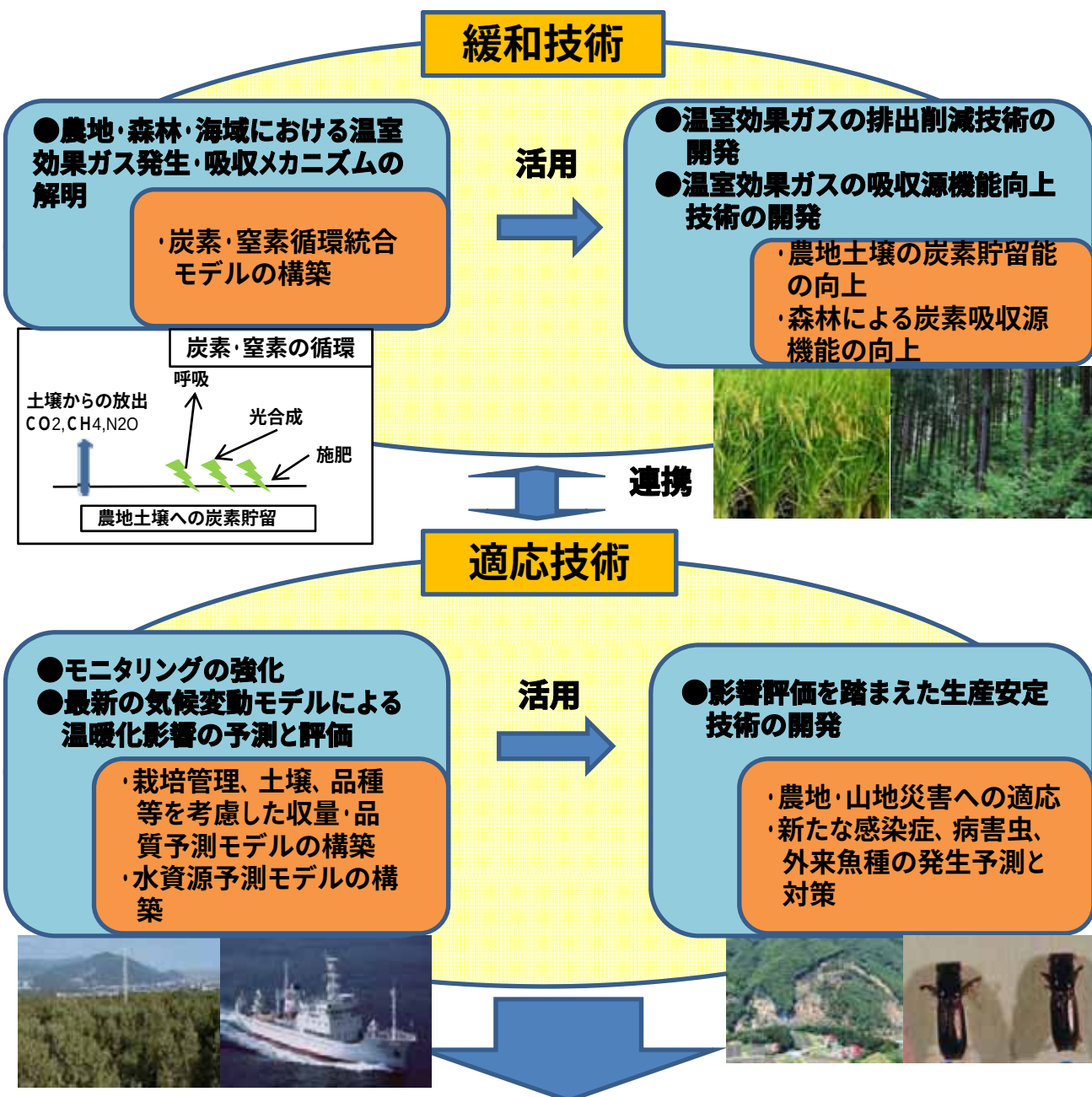
[お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

（03-3502-0536（直））]

農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発

我が国の温室効果ガス排出削減に向けた鳩山イニシアティブの実現

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標に向けて、農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能向上が必要。
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質等の安定化に取り組む必要。



- ◎今後の国際交渉の場における科学的裏付けとしての活用
(IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第5次報告書に研究成果を反映)
- ◎農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収源機能の向上
- ◎温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質の安定化
- ◎途上国に対する温室効果ガス排出削減に係る技術協力等に活用

48 地域活性化のための技術開発支援事業

【1,955(0)百万円】

対策のポイント

地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、地域の研究機関の役割分担を促進します。本事業は競争的研究資金制度です。

<背景／課題>

地域における農林水産業・食品産業の技術上の課題の解決や農商工連携の推進により地域の活性化を図るためには、実用化段階の研究開発成果を生産現場への普及や民間企業による事業化に速やかに結びつける必要があります。

政策目標

事業化又は普及に迅速に供することが可能な技術の開発を推進

<内容>

1. 地域発イノベーション創出型

大学、民間企業等の地域の関係者による、農商工連携の推進や技術的課題の解決等のための技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。

2. 地域研究機関連携強化型

都道府県域を越えた役割分担を含む連携協定を策定した公的研究機関に対して、役割分担の下での技術開発のための支援を行います。

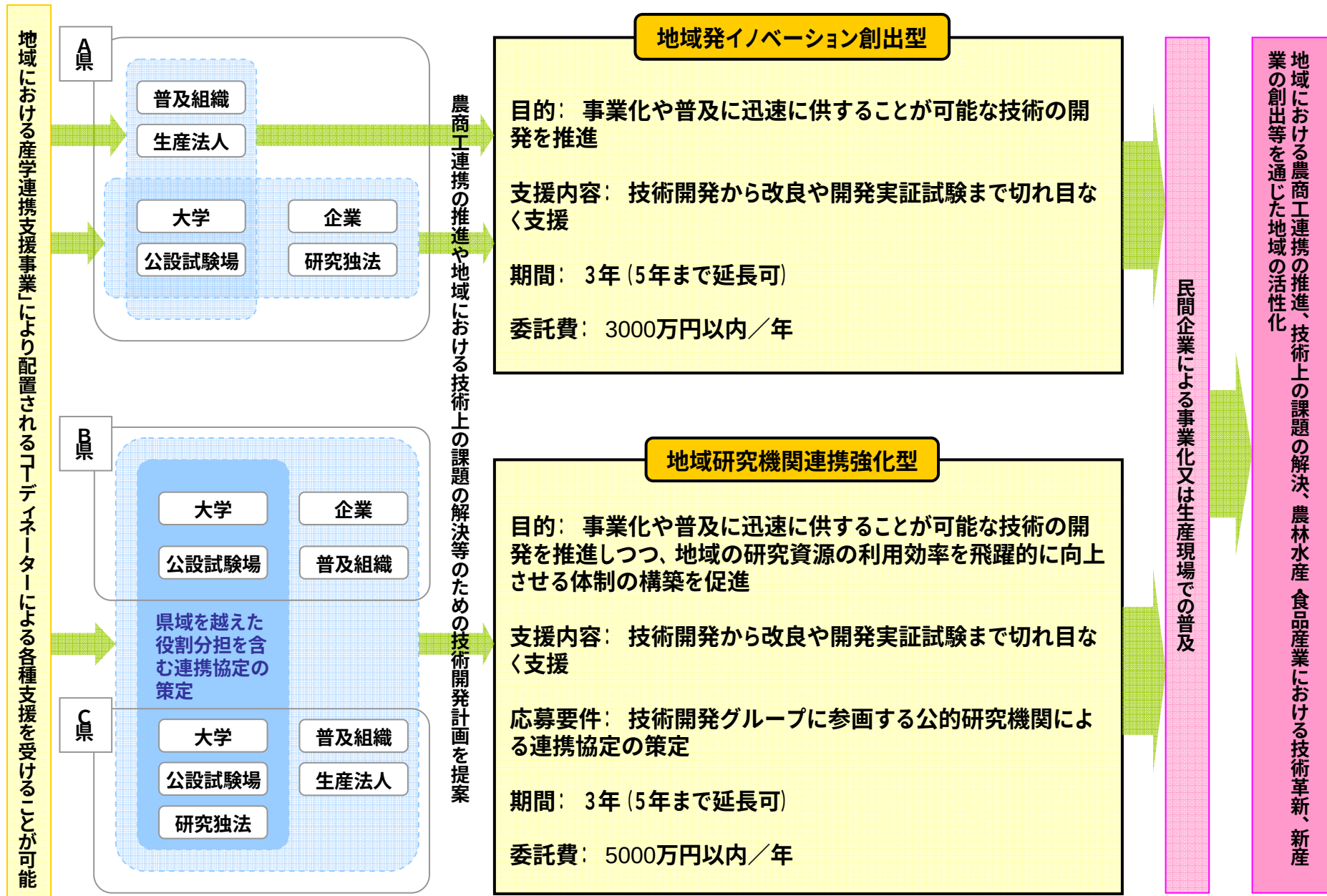
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

〔お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究推進課

（03-3502-5530（直））〕

地域活性化のための技術開発支援事業の概要

～ 事業化や普及に迅速に供することが可能な技術の開発を推進するとともに、地域における限られた研究資源の効率的活用を促進 ～



49 森林・林業・木材産業づくり交付金

【13,816(13,222)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄うことが必要
- ・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る事業体等による施業集約化の推進が重要
- ・木材(用材)の自給率(H20)は24.0%
- ・年間約2,000万m³(推計)発生している林地残材は、ほとんどが未利用
- ・山地災害発生箇所数 約4,000箇所/年(平成元年～20年までの平均値)

政策目標

- 平成25年度までに、育成単層林から育成複層林へ7.2万haを誘導
- 意欲ある事業体による事業量のシェアを拡大
(素材生産量 5割(H17)→6割(H27)、造林面積 6割(H17)→7割(H27))
- 木材供給・利用量を拡大(1,700万m³(H16)→2,300万m³(H27))
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加
(約5万2千集落(H20)→約5万6千集落(H25))

<内容>

1. 森林整備の推進

定額助成方式により、①路網整備が遅れている地域での作業道の公的整備(平均1.4万円/m)、②集約化が困難な森林における間伐の実施(平均25万円/ha)、③再造林の低コスト化を促進(平均60万円/ha)するためのモデル的な取組を支援します。

2. 望ましい林業構造の確立

施業集約化に取り組む能力・体制を有すると認められ、かつ一定以上の素材生産能力を有する林業事業体等が高性能林業機械を導入する際の助成の優遇(交付率1/3→1/2)等を行います。

3. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

品質・性能の確かな地域材の供給、外材から国産材への原料の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な施設の整備を進めます。また、地域材を利用した公共施設の整備、発電用木質バイオマス燃料の製造施設の整備など木質バイオマスの総合的な利用を推進します。

4. 山地防災情報の周知

大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化します。

交付率：定額(1/2、4/10、1/3等)
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、林業事業者、木材関連業者等

お問い合わせ先：		
1の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893(直))
2の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055(直))
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292(直))
	林野庁木材利用課	(03-6744-2297(直))
4の事業	林野庁治山課	(03-3501-4756(直))

50 森林整備地域活動支援交付金

【5, 437(5, 437) 百万円】

対策のポイント

森林所有者等による森林施業の集約化などに必要な「森林情報の収集活動」及び「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」や、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等について支援します。

<背景／課題>

- ・低コストで効果的な森林整備を進めるためには森林施業の集約化が必要です。
- ・森林施業の集約化にあたっては林齢、樹種、林道からの距離など森林施業の必要性が判断できる情報の収集が必要です。
- ・また、計画的かつ一体的な森林施業を実施するには施業実施区域の明確化等が必要です。
- ・さらに、森林施業の集約化及び森林施業の実施を促進するためには、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者などにより不明になりつつある森林の境界を明確にすることが必要です。

政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の促進を図り、森林の有する多面的機能の発揮

<内容>

1. 森林施業の集約化に必要となる地域活動への支援

森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、1ha当たり15,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

2. 森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

森林施業計画が作成された森林で、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を対象として、1ha当たり年間5,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

3. 森林施業の集約化や森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

「施業集約化・供給情報集積事業」の対象となる森林において、実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対して、人証を使った場合1ha当たり24,000円、人証を使わなかった場合20,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

4. 交付金の適正かつ円滑な交付に必要となる経費への助成

交付金に関する説明会の開催や地域活動の実施状況の確認など、地方公共団体が交付金を適正かつ円滑に交付するのに必要となる経費を助成します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村）

[お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

森林整備地域活動支援交付金

【背景】

近年、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の施業意欲が減退し、適時適切な森林施業が十分に行われないなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じている。

事業の概要

計画的な森林施業が 予定されていない森林

- 森林施業の集約化に必要な「**森林情報の収集活動**」について
調査面積1ha当たり15,000円を交付
※森林施業計画が作成された森林と一体的に実施するもので一定の要件を満たす場合、森林施業計画が作成された森林でも実施可能
- 市町村長が認定する森林において実施する「**森林情報の収集活動及び境界の明確化等**」について
＜人証を使った場合＞
1ha当たり24,000円を交付
＜人証を使わなかった場合＞
1ha当たり20,000円を交付

森林情報の収集活動



境界の明確化等



森林所有者への

施業提案に活用

既に森林施業計画が作 成されている森林

- 森林施業の実施に必要な「**施業実施区域の明確化作業**」及び「**歩道の整備等**」について
一定林齢以下の育成林1ha当たり
5,000円を交付

施業実施区域の明確
化作業



歩道の整備等



森林施業の集約化や森林施業の実施に必要なこれらの支援を実施することにより、適時適切な森林整備が促進され森林の有する多面的機能の発揮に資することとなる。

51 山村活性化総合推進事業

【599(722) 百万円】

対策のポイント

NPO法人等、地域の多様な主体の連携により、森林資源を活用した新たな起業等、山村の6次産業化を支援します。

<背景／課題>

- ・山村は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、過疎化・高齢化の深刻化により、森林の整備及び保全に支障をきたすことが懸念されています。
- ・このため、多様な主体の連携により、**低炭素化に貢献**する森林バイオマスの積極的な利活用、**教育・健康分野**での森林・山村の活用等を推進することで、**豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化**を図ることが必要です。

政策目標

- ・森林資源の新たな活用により、山村を活性化
- ・新規定住者が増加している山村を4割に増加（H24）

<内容>

1. 社会的協働による山村再生対策構築事業（拡充）

森林資源の利用によるCO2排出削減量の取引、新素材・エネルギーの事業化等、山村における**新たな付加価値の創造や都市の企業等とのマッチングを支援**します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

2. 山村再生総合対策事業（拡充）

山村特有の資源を活用した**新たなビジネスモデルの確立**に向け、NPO等多様な主体が実施する自主的な取組を推進します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

3. 森林総合利用推進事業（新規）

里山林の再生と森林環境教育、里山資源の活用等を組み合わせて自立・継続的に実施できる**地域モデルを実証、確立**し、全国的な取組の拡大を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））]

52 森林の生物多様性保全総合対策事業

【1,076(168)百万円】

対策のポイント

生物多様性条約COP10の日本開催等を契機として、森林生態系の調査や、保護・管理技術の開発等によって、生物多様性保全を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・生物多様性条約COP10議長国としての先導的な役割を果たす必要があります。
- ・国土の7割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

政策目標

平成23年度までに「生物多様性の認知度」を50%に引き上げ。

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査（新規）

全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業（新規）

デジタル空中写真の撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 森林環境保全総合対策事業（拡充）

森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|-----------|--------------------|
| 1、2の事業 | 林野庁計画課 | (03-6744-2300 (直)) |
| 3の事業 | 林野庁研究・保全課 | (03-6744-2311 (直)) |

53 森林づくり国民運動推進事業

【126（182）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

＜背景／課題＞

・地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層への森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加したモデル的な森林づくり活動への支援を進めることが必要です。

政策目標

森林づくりに参加する企業、NPO等の数を増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を深めます。

＜内容＞

1. 緑化等に対する国民の理解の促進

青少年による緑化活動の推進等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援

モデル的な森林づくり活動や森林生態系保全活動等を支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体

3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ

C S R活動等による森林づくり活動の促進に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

4. 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及

里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03－3502－8243（直））]

54 集約化施業促進等経営支援対策

【2, 820(2, 044) 百万円】

対策のポイント

施業集約化の加速化を図るため、集約化に取り組む事業体の育成と不在村森林所有者への働きかけ等を強化し、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立します。

<背景／課題>

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・ 今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・ 提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約1／4を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

<内容>

1. 施業集約化・供給情報集積対策

提案型集約化施業の取組を一層拡大するため、「森林施業プランナー」の養成を加速化するとともに、不在村者に対する森林施業の働きかけの強化等を実施します。

施業集約化・供給情報集積対策 610(524) 百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：全国森林組合連合会

2. 提案型集約化施業経営支援対策

提案型集約化施業のノウハウの蓄積にかかる経費の50%相当を定額助成するとともに、事業実行中に不測の事態により損失発生した場合に損失額の3分の1を補てんします。また、高齢級間伐を実施する事業者が、民間金融機関から運転資金の融通を受ける際に生じる利子に対する助成及び損失発生額の3分の2を補てんします。

提案型集約化施業経営支援対策 1,450(1,450) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

3. リースによる高性能林業機械の導入促進対策

高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減を通じた林業事業体の育成と生産性の向上を図るため、リースによる導入等を支援します。

リースによる高性能林業機械の導入促進対策 120(70) 百万円
補助率：定額（リース料の8～12%程度）
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

4. 持続的林業経営確立対策

適切な森林管理の確保のための直接的支援のあり方の検討や木材価格の急激な下落に備えた経営安定等のあり方の検証等を行います。

持続的林業経営確立対策 640(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1～4の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
4の事業 林野庁企画課 (03-3502-8036 (直))
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2302 (直))

集約化施業促進等経営支援対策

利用間伐による国産材利用拡大の取組・伐採系コスト削減の取組

①「森林施業プランナー」の育成を通じて集約化施業を担える林業事業体を育成

②不在村所有者への施業の働きかけの強化

新たに、
・集約化施業の実行体制が整っている事業体でのOJT研修
・専門家チーム（先進事業体のプランナー等）の派遣を追加

集約化



③集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

④利用間伐等施業の効率的実施

- ア リースによる高性能林業機械の導入支援
- イ 切捨間伐から利用間伐への転換を進めるため、集約化施業のノウハウ蓄積等に対して支援
 - ・利用間伐の実施に対して25万円/haを定額助成
 - ・不測の事態※により生じた損失の1/3を補てん
- ※利用間伐の取組初期の段階での、作業道作設中に岩が出た、水を濁らせてしまった等不測の事態に対するリスクを軽減
- ウ 利子助成や損失補てんにより、高齢級森林での利用間伐を促進

⑥森林管理・環境保全のための経営実態調査

小～中・大規模までの多様な林業経営体ごとに経営実態の基礎的な把握
・樹種、齢級構成
・森林管理の状況
・経営収支の調査分析 など

適切な森林管理を確保するための直接的な支援のあり方の検討

⑦主伐から次の主伐までの森林施業のトータルコストを削減する経営改善・経営安定モデルの構築

現状

スギの50年間の育林コスト
約250万円

うち
地拵・植栽～下刈までの5年間で約5割のコストを占める

取組内容

育林コストの削減

- ・植栽本数の大幅な見直し
- ・初期成長の早い苗木の導入
- ・下刈範囲の縮小 などを実証

販売収入の安定的な確保等

- ・経営経費全般の調査・分析、新規販路の開拓等を支援

・経営改善・経営安定のあり方を検証

低コストで持続的・安定的な
林業経営モデルを構築

・育林系コスト削減の取組
・主伐↓再造林↓保育↓主伐による林業経営の持続性・経営の安定性を確保する取組

55 緑の雇用総合対策事業

【2,490(6,077)百万円】

対策のポイント

雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修や中堅層の能力向上対策を実施するとともに、人材育成のあり方を見直すための調査を実施します。

<背景／課題>

- ・森林吸収源対策として適切な森林整備を支える労働力の確保と林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることが必要です。
- ・また、こうした人材の効率的・効果的な育成方法について検討することが必要です。

政策目標

減少が見込まれる林業労働者数について、
森林整備を実施するために必要な水準を維持します。
〈平成27年推計値4万人 → 5万人程度〉

<内容>

1. 緑の雇用担い手対策事業

林業経験のない方が基本的な技術を習得できるよう、3年間のOJT研修等に必要な経費を雇用主に対して支援します。

〔補助率：定額（研修費9万円／月・人、講師代2万円／日・人、最長10ヶ月間）
事業実施主体：全国森林組合連合会〕

2. 林業就業者スキルアップ対策モデル事業（新規）

コスト管理など現場管理のできる人材を育成するため、必要な研修を試行的に実施するためのカリキュラム等の作成や研修参加に必要な経費に対して支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

3. 林業経営者育成確保事業（新規）

人材育成の充実・強化に向けた調査、大学等による中核的林業経営者養成、林業高校生に対する林業経営・就業体験等に必要な経費を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

- 〔1、2の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
3の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311 (直))〕

56 木材産業活性化総合対策事業

【251(272) 百万円】

対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

<背景／課題>

- ・森林整備の推進や木材自給率（平成20年：24.0%）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。
- ・国内製材工場の94%は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。
- ・製紙用針葉樹チップの4割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万^mに拡大
(H16:1,700万^m)

<内容>

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業

中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業

地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

3. 木材供給高度化設備リース促進事業

製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

（補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会）

[お問い合わせ先：林野庁木材産業課（03-6744-2292）]

57 国産材利用拡大総合対策事業

【1,983(321) 百万円】

対策のポイント

住宅・建築資材、土木・建具等多様な分野での国産材利用の拡大に取り組むとともに、国産材利用の啓発・普及を推進します。

<背景／課題>

- ・平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上。
- ・国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万 m^3 に拡大
(H16：1,700万 m^3)

<内容>

1. 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（拡充）

「顔の見える木材での家づくり」等地域材住宅づくり活動、長期優良住宅等に対応した地域材による住宅部材の開発、木造建築設計の担い手育成等を支援します。

（補助率：定額、1／2）
（事業実施主体：民間団体）

2. 国産材多角的利用促進事業（新規）

型枠用合板等の原料を外材や非木質原料から国産材へ転換するための技術開発、内装材など資材ごとの国産材の安定供給に向けた仕組みづくり等を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

3. 地域材利用加速化支援事業（新規）

建築物の防火性能試験や地域材のトレーサビリティシステムの確立、室内化学物質が健康に及ぼす影響の検証、国産材住宅に係る情報発信力の強化等を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

4. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業（新規）

国産材利用の実需拡大を図る「木づかい運動」について、企業等のニーズに応じた情報提供やマッチングの場の提供等を実施します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

5. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業（新規）

市場における違法伐採木材排除のために、合法性証明の取組状況のモニタリングや、輸入木材の調査、合法木材の普及等を推進します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：
1、2、3の事業 林野庁木材産業課 （03-6744-2294（直））
4、5の事業 林野庁木材利用課 （03-6744-2296（直））

58 木質バイオマス利用加速化事業

【752（0）百万円】

事業のポイント

電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生しているが、ほとんどが未利用。
- ・電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが強まっている。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約38,000トン（平成20年）に増加。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

<内容>

1. 原木等供給者と需要者の間の需給のマッチングに対する支援

流通コーディネートに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対し支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体

2. 林地残材の収集・運搬コストの低減のための取組への支援

間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組に対し支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体

3. 木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等の推進

地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みに対し支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

4. 木質バイオマス普及のための基盤づくりに対する支援

（1）木質バイオマス利用機器の開発・改良

木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体

（2）規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の試験等

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：
1 の事業 林野庁木材産業課（03-6744-2291（直））
2～4 の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2297（直））

59 漁業共済・漁業経営安定対策(積立ぷらす)

【22, 429(22, 612) 百万円】

対策のポイント

漁業共済・漁船保険制度により、異常な事象や不慮の事故等による漁業経営への影響を緩和するとともに、経営改善に取り組む経営体を対象に漁業共済の上乗せ補てんを行い、その経営改善を支援します。

<背景／課題>

- ・ 燃油の高騰、漁業資源の減少等漁業経営を取り巻く状況が悪化するとともに、漁業就業者の高齢化、漁業生産構造の脆弱化が進行。
- ・ 漁業経営の安定のためには、異常な事象や不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするとともに、収入変動の影響を緩和して経営改善を支えるための施策が必要。

政策目標

現在、約1.5万経営体の「効率的かつ安定的な経営体」を約2.5万経営体に引き上げ、効率的かつ安定的な漁業経営が太宗を担う(漁業生産額の約8割)漁業生産構造を実現します。

<内容>

1. 漁業共済及び漁船保険の加入漁業者に対する掛金助成等

漁業災害補償法及び漁船損害等補償法に基づき、漁業共済及び漁船保険加入漁業者に対して掛金の国庫補助をします。

漁業共済及び漁船保険の加入漁業者に対する掛金助成等 15, 412(15, 535)百万円
補助率：定率
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

2. 漁業経営安定対策事業(積立ぷらす)

経営改善に取り組む経営体を対象として、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費により漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で補てんします。

漁業経営安定対策事業(積立ぷらす) 5, 100(5, 100)百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

3. その他制度の運営に伴う事業

漁業共済制度及び漁船保険制度の健全な運営に資するため、加入の促進、運営経費の一部補助、団体の組織再編の検討等に必要な経費を助成します。

その他制度の運営に伴う事業 1, 917(1, 977)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：漁業共済組合等

〔お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官（03-6744-2355（直））〕

漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぷらす）

平成22年度概算要求額
22,429 百万円

漁業共済制度

制度の目的

中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業を中心に、不漁等により漁獲金額が減少した場合の損失（経費相当部分に限る。）を補償
養殖共済	魚類養殖業を中心に、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償
特定養殖共済	ほたてやわかめ等の政令で定める特定の貝類・藻類養殖業について、品質の低下等により生産金額が減少した場合の損失（経費相当部分に限る。）を補償
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の漁具の損壊等による損害を補償

国の支援

漁業者が支払う共済掛金や、漁業共済団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁業共済団体が行う共済事業に係る保険事業を実施。

漁船保険制度

制度の目的

漁船の不慮の事故によって受ける損害など補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁船保険の種類及び内容

- 漁船保険：漁船の不慮の事故による損害を補てん
- 漁船船主責任保険：漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を補償
- 漁船積荷保険：漁船に積載した漁獲物等の事故により生じた損害を補償

国の支援

漁業者が支払う保険料の一部を国庫負担、漁船保険団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁船保険団体が行う保険事業に係る再保険事業を実施。

積立ぷらす

事業の目的

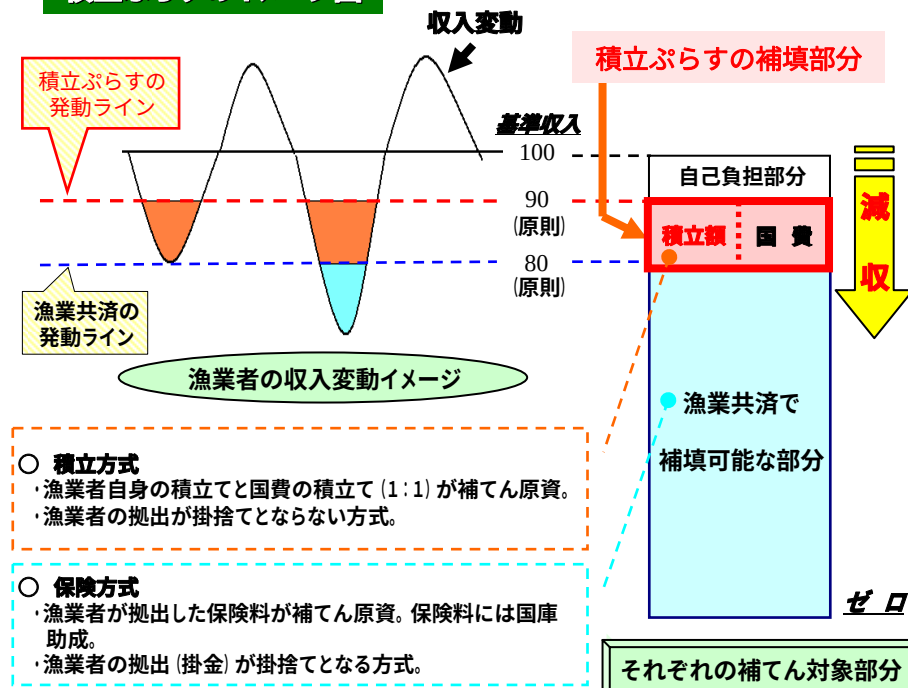
積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による影響を緩和し、その経営改善を支援します。

事業の内容等

経営改善に取り組む経営体を対象として、その経営改善を支えるため、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費（1：1）により補てんを行います。

- 事業実施期間：平成20～29年度（1経営体当たりの支援期間は5年）

積立ぷらすのイメージ図



60 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

【2, 209(0) 百万円】

対策のポイント

燃油や養殖用配合飼料価格の高騰による影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国の拠出により補てん金を交付するセーフティーネットの仕組みを創設します。

<背景／課題>

- ・ 漁業・養殖業は経費に占める燃油費・飼料費の割合が高いことから、燃油価格・配合飼料価格の動向は漁業・養殖業経営に大きな影響。
- ・ 原油価格は国際的な需給関係だけでなく、投機資金の流入などの要因により乱高下。
- ・ 燃油・配合飼料価格は中長期的には依然として上昇基調にあると考えられることから、漁業・養殖業の体質強化を基本としつつも、これと併せて平成20年のような漁業用燃油価格の高騰や平成18年のような配合飼料価格の高騰の影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、水産物の安定供給を確保していく上で重要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<内容>

1. 漁業経営セーフティーネット構築事業（新規）

漁業者と国の拠出により、燃油価格が高騰したときに補てん金を交付し、漁業経営の安定を図ります。

（ 漁業経営セーフティーネット構築事業 2, 000(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 養殖用配合飼料価格安定事業（新規）

養殖業者と国の拠出により、配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、養殖漁家経営の安定を図ります。

（ 養殖用配合飼料価格安定事業 209(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

- 1 の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))
2 の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))

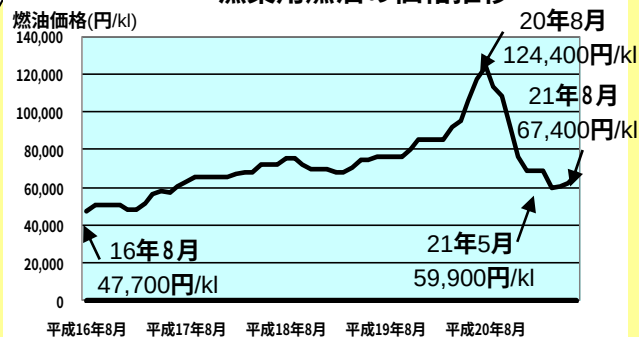
漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格の変動に備えた経営安定対策

漁業経営セーフティーネット構築事業
 [平成22年度概算要求額 20億円]
 養殖用配合飼料価格安定事業
 [平成22年度概算要求額 2億円]

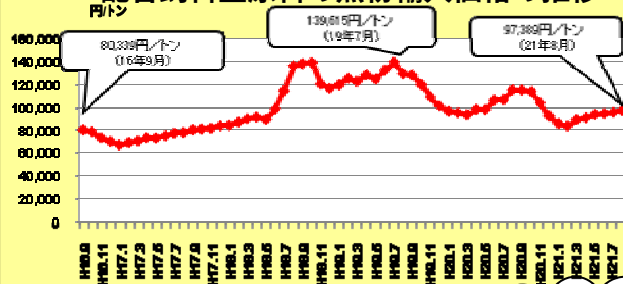
漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、漁業経営の安定を図ります。

いま

漁業用燃油の価格推移



配合飼料主原料の魚粉輸入価格の推移



燃油や配合飼料がまた値上がりしたらどうしよう。不安だな。

こうします

・燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者と国又は養殖業者と国が1対1の負担割合で資金を積み立てます。

○燃油の場合

・原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に補てん金が支払われます。

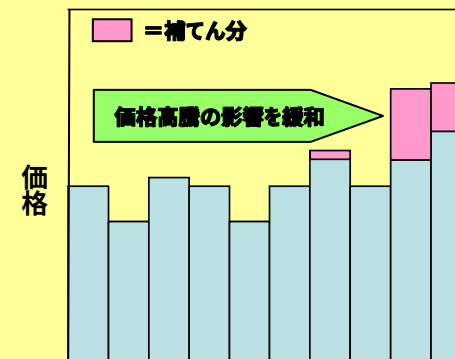
補てん単価=当該四半期の平均原油価格が、直前2年間の平均原油価格に115%を乗じた価格を超えた分

○配合飼料の場合

・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、養殖業者に補てん金が支払われます。

補てん単価=当該四半期の平均輸入原料価格が直前2年間の平均輸入原料価格に115%を乗じた価格を超えた分等

こうなります



燃油や配合飼料が値上がりしても安心だね！



積立しておいてよかったね

61 漁業者への直接所得補償調査等

【200(0) 百万円】

対策のポイント

漁業所得補償制度の設計のため必要なデータの収集・整理等を実施します。

<背景／課題>

漁業者が将来にわたって、持続的に漁業経営を維持していくことができるようにするための漁業所得補償制度の設計のために必要なデータの把握を行うことが必要。

あわせて、次期水産基本計画の策定等、水産施策の制度見直しの検討のために必要なデータを収集することが必要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<内容>

漁業者への直接所得補償調査等

漁業所得補償制度設計等のため、漁業経営体の経営実態等、必要なデータの収集・整理等を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：水産庁企画課（03-3592-0731（直）））

62 新規就業・新規参入対策

【1, 435(1, 228) 百万円】

対策のポイント

人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成します。

<背景／課題>

- ・ 漁業就業者は、10年間で3割減少し、20万人まで減少。65歳以上が約4割を占める。
- ・ 一方、漁業への新規就業者は年間1,000～1,200人で推移。
- ・ 将来にわたり水産物を安定的に供給するには、漁業就業者の確保を促進するとともに、漁業者による自主的な経営改善の取組の支援等により、漁業の将来を担う人材の確保・育成を図ることが急務。
- ・ 漁船の海難等による死者・行方不明者は年間100名を超え、全船舶で最多。

政策目標

毎年度1,500人の新規漁業就業者を確保

<内容>

1. 漁業を担う人材の確保（拡充）

漁業への新規就業を促進するため、就業相談会や現場での長期研修の実施及び水産高校等の生徒を対象とした現場実習や実践的指導等について支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 将来を担う沿岸漁業就業者の育成

青年・女性漁業者を対象とした漁業技術や経営管理等の研修や沿岸漁業者・漁村女性グループが行う経営改善等を図るための取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

3. 漁船の安全操業の確保

漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等を取得させるための講習会の実施等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
1、3の事業 水産庁企画課 （03-6744-2340（直））
2の事業 水産庁研究指導課 （03-6744-2374（直））

63 漁業金融対策

【4,948(425)百万円】

対策のポイント

- 漁業者へのセーフティーネットとして、21年度において措置した漁業緊急保証対策を、22年度においても400億円の特別保証枠で実施します。
- 認定漁業者に対する漁船・養殖施設等のための資金や、資材コストの低減等、経営改善のための運転資金について、最大無利子の利子助成を行います。

<背景>

昨秋以降の世界同時不況や資材高騰・魚価安の影響により、漁業経営が急速に悪化する中で、漁船や養殖設備に対する設備投資が進まず、運転資金などの資金繰りも滞っています。

政策目標

信用保証及び融資への支援により漁業者に対し、約1,000億円の資金融通の円滑化を図る。

<内容>

1. 漁業緊急保証対策事業（新規）

漁業者の資金繰り支援のため、施設資金・運転資金について、**無担保無保証人等の400億円規模の特別保証枠を設定**するとともに、保証料を引き下げるための助成を行います。

（補助率：定額）
事業実施主体：漁業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

2. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業（新規）

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、（株）日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、**利子を最大2%まで助成することにより、金利負担の軽減（低利又は無利子）**を図ります。

（補助率：定率）
事業実施主体：民間団体等

3. 漁業経営改善緊急対策事業（新規）

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が、運転資金を借りた場合に、**利子助成（低利又は無利子）**を行います。

（補助率：定率）
事業実施主体：民間団体等

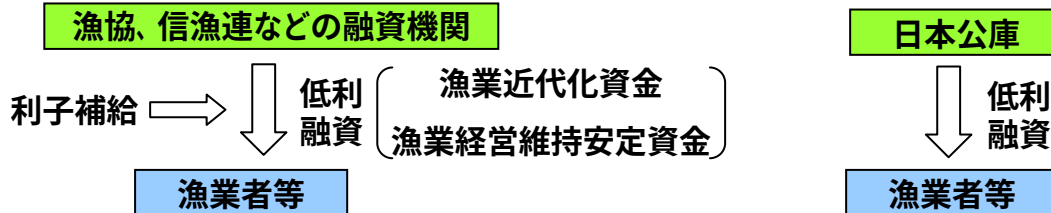
お問い合わせ先：

- 1・3の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2346（直））
2の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2347（直））

金融対策の概要

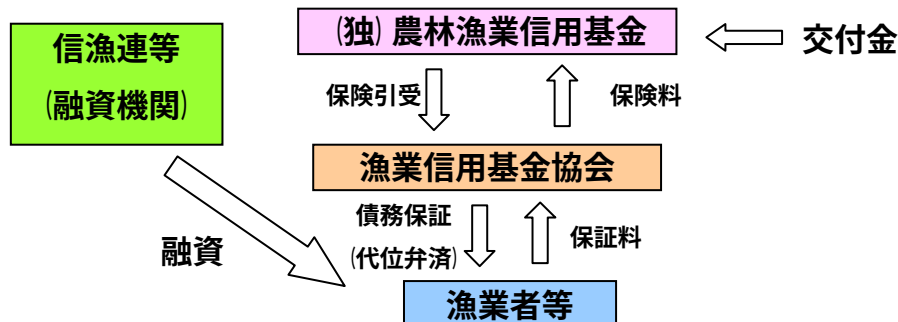
1 低利資金の貸付け

漁業者が経営改善に取り組むために、設備資金（漁業近代化資金）や負債整理資金（漁業経営維持安定資金）について、利子補給により低利資金を貸付。別途、日本政策金融公庫から設備資金や長期運転資金について低利資金を貸付。



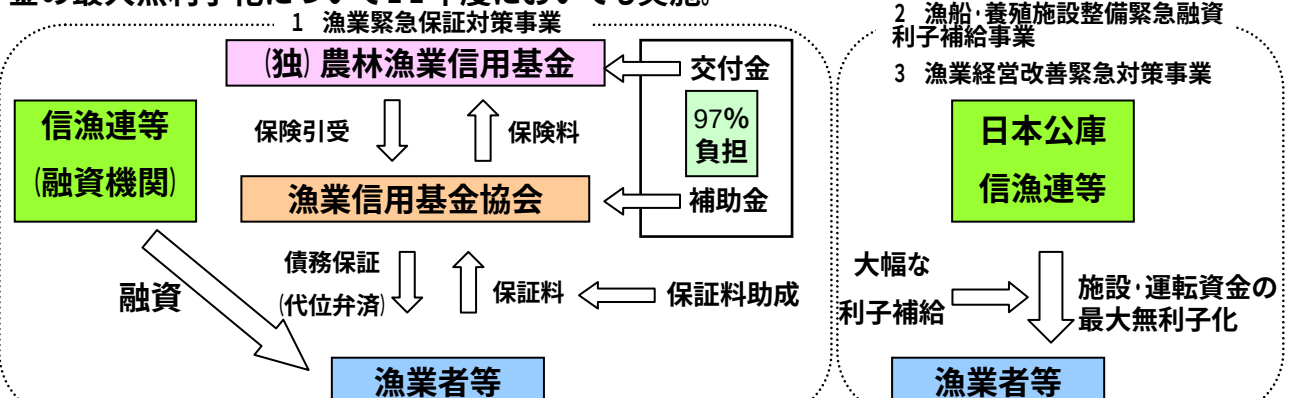
2 保証による融資の円滑化

- ・漁業者への融資について、漁業信用基金協会が保証（更に（独）農林漁業信用基金が保険を引き受けることにより、漁業信用基金協会の負担を軽減。）することにより信用力を補完。
- ・（独）農林漁業信用基金に対して、交付金を交付することにより、保険料を引下げ、漁業者が支払う保証料を引下げ。



3 緊急対策

緊急経済対策で行った、①漁業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減（国が97%負担）、保証料助成、②大幅な利子補給による施設資金・運転資金の最大無利子化について22年度においても実施。



64 漁場保全・被害対策

【4,040(2,069)百万円】

対策のポイント

大型クラゲ等の有害生物被害対策、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全、漂流・漂着物対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ等の有害生物や漂流・漂着物、赤潮、漁場油濁の発生などで著しく低下。
- ・国として、有害生物による漁業被害、漂流・漂着物、赤潮、漁場油濁被害等の対策を講ずるとともに、生物多様性の保全を推進することが喫緊の課題。

政策目標

我が国の漁業生産量（水産動植物の採捕及び養殖の事業により生産されたもの）を次のとおり確保。

現状（平成17年度） 573万トン

目標（平成29年度） 631万トン

<内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業（拡充）

大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等の対策を総合的に支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業（拡充）

漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発、赤潮対策、生物多様性の評価など、各般の対策を総合的に推進します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

3. 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

漂流・漂着物のリサイクル技術の普及や発生源対策及び漂流・堆積物の回収・運搬作業の効率的かつ安全な実施体制の確保や漁業者負担の軽減対策を行います。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：
1、2及び3の事業 水産庁漁場資源課（03-3502-8486（直））
水産庁研究指導課（03-3591-7410（直））

漁場保全・被害対策

平成22年度概算要求額
4,040百万円

持続的な漁業生産

漁場環境の保全

有害生物による被害の防止
(クラゲ、トド等の有害生物の監視、駆除、混獲回避漁具の導入)

生物多様性の保全
(生物多様性や環境状況を評価するための手法の開発、希少生物の保全)

赤潮対策
(被害防止のための赤潮監視と漁業者への通報、発生機構の解明)

漁場改善、増殖技術開発
(海域・湖沼の漁場改善、サンゴ増殖技術、木材利用を促進する増殖技術、底質等改善技術、貧酸素水塊対策、成長段階に応じた漁場環境の形成)

漂流・漂着ゴミの処理
(漁業系資材のリサイクル技術の普及、漂流・堆積物の回収処理)

油濁被害対策
(油濁被害の拡大防止)

65 環境・生態系保全対策

【1, 330(1, 330) 百万円】

対策のポイント

国民への水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援します。

<背景／課題>

・水産資源の保護・培養や水質浄化等で重要な役割を果たす藻場・干潟等が環境変化等により衰退していることから、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援し、水産資源の回復と多面的機能の発揮を図る必要があります。

政策目標

水産業・漁村の有する多面的機能の十分な発揮を確保

<内容>

1. 環境・生態系保全活動支援事業

国民への水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、藻場・干潟等の維持

- ・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織に対して交付金を交付します。

環境・生態系保全活動支援事業 1, 230(1, 230) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 環境・生態系保全活動支援推進事業

藻場・干潟等の保全活動を全国的に推進するため、優良事例の普及等を通じた国民への理解促進、講習会の開催等の技術的サポート等を行います。

環境・生態系保全活動支援推進事業 100(100) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3501-3082(直)))

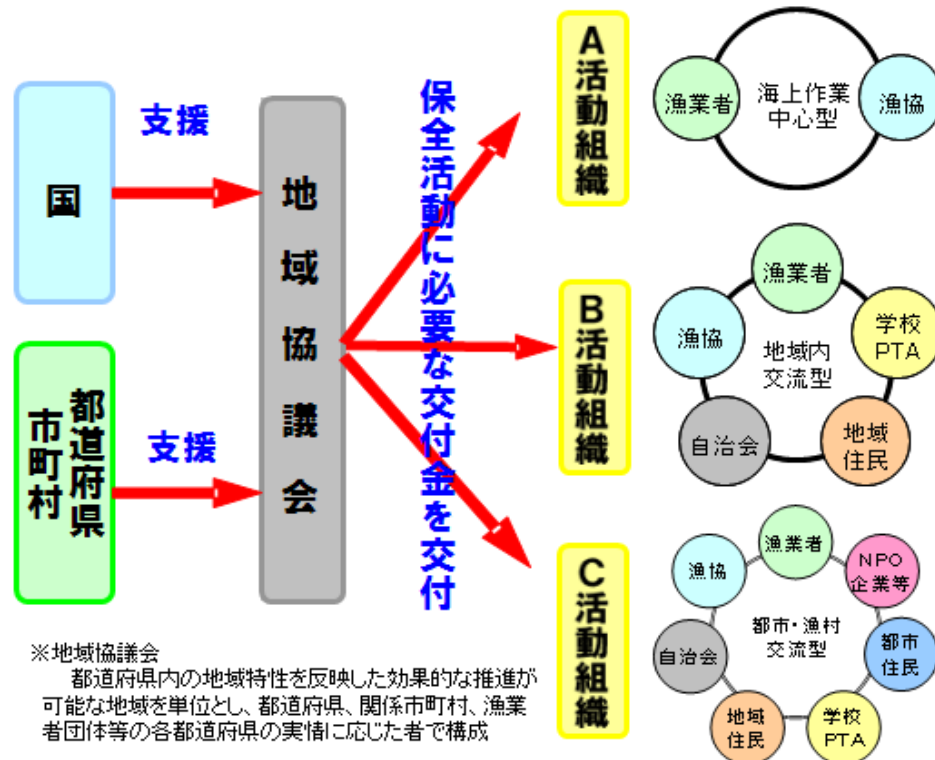
藻場・干潟等の保全活動への支援

平成22年度概算要求額
1,330百万円

■環境・生態系保全対策（平成21～25年度）

国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動（長期（5年）にわたる計画的な取組（計画づくり、モニタリング、保全活動））を支援。

【事業の仕組】



【支援の対象（例）】



計画づくり



モニタリング



母藻の投入



食害生物の除去



アマモの移植



干潟の耕うん

66 資源調査・資源管理等

【4, 612(4, 902) 百万円】

対策のポイント

適切に資源管理を行うために必要となる資源調査等の実施、漁獲可能量の管理や資源回復計画の作成等を行い、資源回復等のために漁業者が自主的に行う減船・休漁等に対する支援等を行います。

<背景／課題>

・低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進が重要課題となっている中、資源調査・評価や資源回復計画の作成・実施等により科学的知見や漁業実態に則した適切な資源管理を行うことが必要。

政策目標

資源評価対象魚種のうち、中位又は高位水準の魚種の比率を増大。

<内容>

1. 我が国周辺水域資源調査推進事業費・国際資源対策推進事業費等

スルメイカ、マサバ、マグロ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 合理的資源管理推進事業費等

我が国周辺水域における資源回復計画の作成・実施や、漁獲可能量の適切な管理等を推進します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

3. 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費（拡充）

資源回復及び漁業生産構造の再編整備を円滑に推進するため、漁業者が自主的に行う減船・休漁等に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁漁場資源課	(03-6744-2377 (直))
2の事業	水産庁管理課	(03-3502-8437 (直))
3の事業	水産庁企画課	(03-3502-8415 (直))

資源調査・資源管理等の概要

平成22年度概算要求額
4,612百万円

我が国周辺水域や公海等における水産資源の状況

資源評価を実施している水産資源のうち、半数程度が低位水準

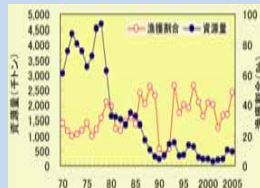
⇒ 低位水準にとどまっている資源の管理・回復が重要な課題

資源調査の着実な実施

- 科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等の実施



漁業情報収集



資源評価実施



管理を要する魚種

資源管理の着実な実施

- 漁獲可能量等の適切な管理(TAC等)
- 資源回復計画の作成・実施
- 減船・休漁等に対する支援 等



効果の検証

水産資源の管理・回復

67 加工・流通・消費対策

【2,910(2,623)百万円】

対策のポイント

産地販売力の強化等を推進し、新鮮で安全・安心な国産水産物の安定供給、漁業者手取りの確保と漁業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・国産水産物については、産地自らの販売活動は活発といえない現状。
- ・産地の販売力を強化し、消費者ニーズに対応した安全・安心な国産水産物の安定供給を図るとともに、漁業者手取りの確保と漁業経営の安定を図っていくことが課題。

政策目標

- 消費地と産地との価格差を4倍以内に縮減
- 水産加工場におけるHACCP導入件数15件／年、流通拠点漁港において衛生管理された水産物の出荷割合を概ね50%に向上

<内容>

1. 産地販売力の強化（拡充）

漁業者団体による販売戦略の策定・実行や新規販路の開拓、学校給食等への食材供給等による地域水産物の流通促進、これまで加工原料として十分に利用されていなかった国産魚を水産加工業者が有効活用する取組等に対して支援します。

（補助率：定額、2／3、1／2）
事業実施主体：民間団体等

2. 漁業者団体の買取による価格安定（拡充）

漁業者団体が産地販売力強化等のために水産物を買取る場合における買取代金の金利や保管、加工等に必要な経費を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

3. 品質管理体制の構築

HACCPに基づく品質管理のガイドラインの作成や講習会の開催、省エネルギー型衛生管理技術の開発等に必要な経費を支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体等

（お問い合わせ先：
1、2及び3の事業 水産庁加工流通課（03-3502-4190（直））
3の事業 水産庁整備課（03-6744-2390（直））

水産物の加工・流通・消費対策

平成22年度概算要求額
2,910百万円

産地販売力の強化

産地販売力の育成と流通促進

地域流通プラン策定	都道府県漁連による地域水産物の流通・販売基本計画策定を促進
漁協等の産地販売力の育成	漁協等が外部の専門家を活用して行う販売戦略の策定や、消費者への直接販売など新規販路の開拓等の取組を促進
漁協等と加工業者等との連携強化	漁協等が加工業者等と連携して行う新商品の開発や、新サービスの提供による付加価値の向上等の取組を促進
産地市場の改革	産地市場統合や買受人の参入による取引の活性化の取組を促進
地域水産物の流通促進	漁協等が行う学校給食等への地域水産物の供給や、地域水産物に関する情報提供、普及活動等の取組を促進

価格交渉力の強化や
商品価値の向上など
産地販売力強化の取組を促進

低・未利用国産魚等の活用

水産加工業者が行う低利用・未利用の国産水産物を有効活用した製品の開発等の取組を促進

水産加工業者による国産水産物の原料利用を促進

需給・価格情報の提供

産地の水揚量、卸売価格等の水産物の需給・価格動向に関する情報を収集・整理し、広く国民にリアルタイムで提供

市場動向を踏まえた漁業者の効率的生産を促進

漁業者団体の買取による価格安定



漁業者の手取りの向上のための取引を促進

品質管理体制の構築

HACCPに基づく品質管理のガイドラインの作成や講習会の開催、省エネルギー型衛生管理技術の開発等を促進

水産物流通の全段階を通じた品質管理体制の構築を促進

効果

○消費者ニーズに対応した国産魚の安定的供給と消費拡大
○漁業者手取りの確保 漁業経営の安定

68 強い水産業づくり交付金

【7, 472(7, 674) 百万円】

対策のポイント

漁業の共同利用施設の整備等により、漁業経営の構造改善、漁港機能の高度化、担い手の確保等に係る地域の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産資源の悪化、漁業者の減少と高齢化、燃油や飼料の高騰、魚価の低迷など我が国水産業を取り巻く環境はかつてない厳しさ。
- ・水産物の安定供給、水産業の振興のため、漁業者の共同利用施設の整備等を推進することが喫緊の課題。

政策目標

- 産地の販売力強化と流通の効率化・高度化
- 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮
- 安全で活力ある漁村づくり

<内容>

1. 水産資源の回復、さけ・ます及び内水面漁業の資源の増殖及び内水面漁業の近代化等のための施設整備等の支援

(対象施設) 種苗生産施設、魚道、産卵場、養殖施設、体験学習施設等

2. 漁業収益力の強化や水産物流通機能の強化等のための漁業者の共同利用施設等の整備の支援

(対象施設) 荷さばき施設、水産鮮度保持施設、水産加工処理施設、燃油補給施設、漁船修理施設、大型ノリ自動乾燥機、漁業演習船等

3. 漁港漁場の機能向上や利用の円滑化、付加価値創造型漁業地域づくりのための施設の整備の支援

(対象施設) 利用向上施設、環境改善施設、機能改善施設、自然エネルギー利用施設、地域資源活用施設、減災対策施設等

4. 地域漁業の構造改革や新規参入者の起業に必要な機器・施設の整備の支援

(対象施設) 加工・流通関係機器・施設、その他生産性の向上に資するものとして地域協議会が承認した機器・施設、起業に必要な機器・施設

〔 交付率：定額（定額、3/10、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）
事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合、民間団体等 〕

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------|--------------------|
| 1の事業 | 水産庁栽培殖課 | (03-3502-8489 (直)) |
| | 水産庁管理課 | (03-3502-8452 (直)) |
| 2の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2391 (直)) |
| 3の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392 (直)) |
| 4の事業 | 水産庁企画課 | (03-6744-2340 (直)) |

69 離島漁業再生支援交付金

【1, 5 7 8 (0) 百万円】

対策のポイント

条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動に取り組む漁業集落を支援します。

<背景/課題>

- ・ 離島は、我が国水産業の前進基地であるとともに、漁場保全の観点からも、大きな役割。
- ・ 離島は、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面で不利な条件下にあり、特に近年、消費者の鮮度志向の高まりや、漁業就業者の減少・高齢化の進行により、一層、不利性が深刻化。
- ・ 離島漁業の再生を図るためには、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用する必要。

政策目標

全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合 10.0%の確保

<内容>

1. 離島漁業の再生を支援する交付金の交付（新規）

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組などにより漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金（25世帯で構成される集落の場合340万円）を交付します。

2. 離島漁業再生支援推進交付金（新規）

離島漁業再生支援交付金の交付を円滑に行うため、都道府県や市町村における説明会の開催、審査、確認事務等を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体 ）

（ お問い合わせ先： 水産庁企画課（03-3592-0731（直）） ）

離島漁業再生支援交付金

平成22年度概算要求額
1,578百万円

離島を巡る状況

離島と水産業

- ① 離島の漁業は、我が国の水産業にとって前進基地であるとともに、漁場の保全の観点からも大きな役割
(＊離島の漁港の利用船舶の約半分は地元外の船舶)
- ② 離島において、水産業及び水産加工業は基幹産業

離島の現状

- ① 本土に比べ、生産・販売面で条件格差が存在
〔A重油価格(H21.4) 全国平均60.2円/ℓ
佐渡島93.8円/ℓ 壱岐島85.0円/ℓ 奄美大島84.5円/ℓ〕
- ② 漁業就業者の減少、高齢化が進行
〔高齢化比率(65歳以上)(H18) 29.4%(本土) 35.5%(離島)〕
- ③ 他の兼業機会も少なく、漁業集落の活力が低迷
〔有効求人倍率(H21.6) 0.42(全国) 0.28(沖縄県) 0.31(佐渡)〕

離島漁業再生支援交付金

制度

中核的なグループが中心となって共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金により支援

- ① 対象地域: 離島
(近接離島は都道府県知事による認定)
- ② 交付対象: 漁業集落又は地区
- ③ 交 付 額: 340万円/集落(25世帯の場合)
- ④ 対象行為: 漁業再生活動

漁業再生活動

- ① 集落協定の策定
- ② 漁場の生産力の向上
- ③ 集落の創意工夫を活かした新たな取組

交付実績

年度	協定締結	参加集落	取組数	
			漁場生産力の向上に関する取組数	創意工夫を活かした新たな取組数
H17	180	721	424	132
H18	221	826	836	381
H19	226	831	917	426
H20	232	839	944	465

漁場生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、植樹、海岸清掃、漁場監視等

創意工夫を活かした新たな取組
漁具漁法の開発、新規養殖業への着業、高付加価値化、流通体制の改善等

事例: 長崎県五島市

離島での漁業再生のため、集落協定を策定し、共同で再生活動に取り組む。

五島ブランドのイメージ向上や地域漁業の活性化を図るため、都市部との交流促進による体験漁業等の活動や、種苗放流、イカ柴の設置、共同畜養などの共同活動を展開。

体験漁業



アワビの種苗放流



○この交付金のほか、漁業者や地域住民等による藻場・干潟等の保全活動について、環境・生態系保全対策により離島に限らず全国的に支援を実施。

70 農業農村整備事業（公共）

【488,930(577,220) 百万円】

対策のポイント

食料供給力の強化と、安全で活気ある農業・農村の実現に向け、生産基盤の整備や保安全管理について、効率的で地域の実情にあった支援を行います。

<背景／課題>

・農業の最も基礎的な生産要素である農地・農業用水を有効活用して、食料自給率を向上させるためには、排水不良や水利施設の老朽化といった**生産基盤上の課題を克服**する必要があります。また、近年は、岩手・宮城内陸地震などの大規模地震、集中豪雨が発生するなどの**自然災害が多発**しており、農村地域における防災安全度を向上させ、**災害時の被害の防止・軽減を図る必要**があります。

政策目標

- 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保
- 優良農地の確保・保全

<内容>

1. 農地と農業用水の保全・管理

(1) 農業水利施設の効率的な保全と管理体制の整備・強化

基幹的な農業水利施設を対象に、機能診断及び診断結果に応じた補修等の対策を実施します。また、農家を中心となって、地域住民やNPOなど**多様な主体の参画による安定的な管理体制の整備・強化**を図ることにより、農業水利施設の機能を効率的に保全しつつ、これらが有する多面的機能を適切に発揮します。

【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共）6,891（6,266）百万円】

【国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共）2,634（2,515）百万円】

(2) 地域の営農課題に対応した用排水条件の整備

水田の有効活用及び気候変動に的確に対応するため、計画策定と管理省力化の農業水利施設整備を一体的に支援します。

【新農業水利システム保全対策事業（公共）1,000（743）百万円】

2. 基盤整備による水田の有効活用

水田の有効活用や農地利用集積を一層進めるため、暗きょ排水などの排水対策や大区画化等の基盤整備を推進します。

【国営農地再編整備事業（公共）14,066（12,918）百万円】

【経営体育成基盤整備事業（公共）49,868（60,785）百万円】

3. 地震等災害に強い農村づくりの推進

災害に対して脆弱な中山間地域等を対象地域に加え、地域住民の参画による防災に関する取組みへの支援の追加など**農村地域の防災・減災対策を強化**します。また、決壊すると甚大な被害をおよぼすおそれのあるため池について、**耐震点検を促進**するとともに、**耐震性の向上を図るための改修を推進**します。

【農村災害対策整備事業（公共）2,099（220）百万円】

【防災ダム事業（公共）1,173（1,583）百万円の内数】

【ため池等整備事業（公共）15,259（18,093）百万円の内数】

お問い合わせ先：

- | | | |
|-------|------------|--------------------|
| 1の事業： | 農村振興局水資源課 | (03-3502-1363 (直)) |
| 2の事業： | 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2208 (直)) |
| 3の事業： | 農村振興局防災課 | (03-3502-6430 (直)) |

71 森林整備事業・治山事業（公共）

【森林整備事業 136,997（161,735）百万円】

【治山事業 84,017（99,190）百万円】

対策のポイント

- 路網を整備しつつ、集約化施業の加速化により利用間伐を促進し、森林吸収源対策など国民の期待に応える森林整備を推進します。【森林整備事業】
- 森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する治山対策を展開します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・ 森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、効率的な間伐の推進が必要。
- ・ 「非常に激しい雨（1時間降水量50mm）」の増加に加え、「今後、強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高い」（IPCC報告書）ことから、山地災害発生リスクの増加が懸念。

政策目標

- 京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた間伐の実施（6年間で330万ヘクタール）等 【森林整備事業】
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（H20年度）から約5万6千集落（H25年度）に増加等 【治山事業】

<内容>

1. 森林整備事業

路網の整備を促進しつつ、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換するとともに、基盤が整備された地域の間伐は、原則、間伐材を搬出利用するものに限定します。

（1）多面的機能の持続的発揮に向けた間伐等の森林整備

- ① モザイク林への誘導により公益的機能を確保し、資源の循環利用等にも貢献
- ② 里山地域の森林整備・保全上問題となっている竹林対策の支援等を充実

（2）効率的な間伐等に資する路網整備の推進

- ① 高性能林業機械の導入に対応した路網を整備し利用間伐を推進
- ② 木製構造物を用いた既設林道及び作業道を対象に、林道改良の計画作成を支援

2. 治山事業

流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策を推進します。

- ① 渓畔林の整備、危険木除去等の総合的な流木災害防止対策を推進
- ② 流域生態系の維持・向上に資する新工法等の開発、定着を促進
- ③ 最新技術の活用による効率的な崩壊危険地等の調査手法を開発

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課（03-6744-2303（直））
2の事業 林野庁治山課（03-6744-2308（直））

森林・林業政策の改革 ～コンクリート社会から木の社会へ～

《効率的な森林整備の推進と間伐材等の安定供給》

山村の活性化 (地域間格差の是正)

- ・森林整備事業による雇用の創出
- ・山村に暮らす人々の安全安心の確保
- ・山村資源の活用による新たな産業の創出

路網整備を加速化しつつ間伐を推進

- ・林道主体→作業道主体へ(10年後にドイツ並みに)
- ・高性能林業機械との組み合わせによる低コスト作業システムの一般化
- ・切り捨て間伐→利用間伐へ(林地残材の解消)

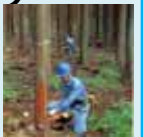


集約化施策を加速化

- ・意欲と能力のある林業経営体・事業体を育成
- ・原則、補助対象となる全ての森林施策を集約化施策に転換(H24まで)

条件整備のための支援

- ・フォレスター(森林・林業の経営専門家、技術者)の育成
- ・緑の雇用を通じた就業促進と着実なキャリアアップ
- ・地籍調査と連携した境界明確化の促進



国産材の加工流通構造の改革

- ・小規模・分散・多段階→大規模・効率的な国産材の加工・流通体制の整備

《間伐材をはじめ国産材を100%活用》

国産材住宅の推進

- ・在来工法住宅の国産材シェアを約3割→約6割へ
- ・大工・工務店など、木造住宅・建築の担い手に対する支援



木造住宅

公共施設の木造化

- ・公共施設における木材利用の義務付けを検討



学校の内装

バイオマス利用の促進

- ・国産材への原料転換、間伐材などの製紙・バイオマス利用の推進
- ・関連研究・技術開発の推進



バイオプラスチック

火力発電等における混焼

- ・間伐材を利用した石炭混焼発電の促進策を検討



火力発電所

低炭素社会の実現に向けての国民の意識形成

72 水産基盤整備事業（公共）

【101,526（119,860）百万円】

対策のポイント

- 水産資源の回復と豊かな生態系の維持・回復を図るため、水産環境整備を推進します。
- 産地の生産・流通機能、販売力の向上を図るため、拠点漁港の衛生管理対策を推進します。
- 防災・減災対策、既存ストックの活用等による安全で活力のある漁村づくりを推進します。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域では水産資源の多くが低位となっており、また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行等により、水産動植物の生育環境が悪化しています。
- ・安全・安心な水産物の安定供給のためには、生産・流通機能の強化が必要となっています。
- ・漁村は集落排水施設等の生活環境施設の整備が立ち後れています。

政策目標

- 漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産
- 高度衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に向上
- 漁業集落排水処理普及率を35%から概ね60%に向上

<内容>

- 1. 水産基盤ストックマネジメント事業** 3,070（1,220）百万円
既存ストックの有効活用と効率的・効果的な施設の更新を推進します。
- 2. フロンティア漁場整備事業** 1,300（1,000）百万円
沖合資源の増大のため、国の直轄漁場整備として、日本海西部においてアカガレイ・ズワイガニを対象とした事業を推進するとともに、新たに、マアジ・マサバ・マイワシを対象とした事業を実施します。
- 3. 豊かな海を育む総合対策事業** 7,591※（8,480※）百万円の内数
※本事業のうち主要事業である広域漁場の要求額
水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進します。
- 4. 水産物流通機能高度化対策事業** 29,028※（32,790※）百万円の内数
※本事業のうち主要事業である広域漁港の要求額
産地の生産・流通機能の向上と販売力の強化を図るため、拠点漁港における高度衛生管理型荷捌き所、岸壁等の整備を推進します。
- 5. 漁村再生交付金** 5,540（7,230）百万円
都市との交流活動などの地域の特性を活かした取組と連携し、生産基盤と生活環境整備を一体的に実施します。
- 6. 漁業集落環境整備事業** 2,700（4,140）百万円
漁業集落排水施設の有効活用と効率的・効果的な施設の更新を推進します。

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3501-8491（直））]